

令和7年度版

# 環 境 白 書

(資料：令和6年4月～令和7年3月)



長野市環境部

## 目 次

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| <b>第 1 部 総論</b>                    | 1      |
| <b>第 1 章 長野市環境基本条例</b>             | 1      |
| 1 条例の制定について                        | 1      |
| 2 概要及び体系                           | 1      |
| <b>第 2 章 長野市環境基本計画の概要</b>          | 2      |
| 1 これまでのあゆみ                         | 2      |
| 2 策定の視点                            | 2      |
| 3 計画の位置づけ                          | 3      |
| 4 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進          | 3      |
| 5 計画期間                             | 4      |
| 6 計画対象                             | 4      |
| <b>第 3 章 望ましい環境像と基本目標</b>          | 4      |
| 1 望ましい環境像                          | 4      |
| 2 基本目標                             | 5      |
| <b>第 4 章 施策の体系</b>                 | 6      |
| <b>第 5 章 計画の推進</b>                 | 7      |
| 1 推進体制                             | 7      |
| 2 進行管理                             | 7      |
| 3 第次三長野市環境基本計画の達成状況（指標／目標値一覧と達成状況） | 8      |
| <br><b>第 2 部 長野市の環境と対策</b>         | <br>10 |
| <b>第 1 章 低炭素社会の構築</b>              | 10     |
| 1 再生可能エネルギーの利活用と地産地消               | 10     |
| (1) 大岡地区浅刈小水力発電事業                  | 10     |
| ① 事業の目的                            | 10     |
| ② 事業の内容                            | 10     |
| (2) 奥裾花自然園「再生可能エネルギー活用」事業          | 10     |
| ① 事業の概要                            | 10     |
| ② 電力供給設備の概要等                       | 11     |
| (3) 自治体新電力会社「ながのスマートパワー株式会社」       | 11     |
| ① 事業概要                             | 11     |
| ② 事業スキーム                           | 12     |
| ③ 事業の目的                            | 12     |
| ④ 法人概要                             | 12     |
| 2 長野市バイオマス産業都市構想                   | 13     |
| (1) 背景                             | 13     |
| (2) 計画の目的                          | 13     |
| (3) 基本目標                           | 13     |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (4) 計画の目標                          | 13 |
| (5) 事業化プロジェクト                      | 14 |
| (6) 計画の推進                          | 16 |
| 3 長野市地球温暖化対策地域推進計画                 | 16 |
| (1) 計画の位置付け                        | 17 |
| (2) 計画の基本事項                        | 17 |
| (3) 計画の目標                          | 17 |
| (4) 温室効果ガス排出量の現状                   | 17 |
| (5) 計画の体系・推進体制                     | 18 |
| 4 長野市役所温暖化防止実行計画                   | 19 |
| (1) 計画の目的及び位置付け                    | 19 |
| (2) 計画の基本事項                        | 19 |
| (3) 計画の目標                          | 19 |
| (4) 排出量の現状                         | 20 |
| (5) 計画の推進                          | 20 |
| ① 低炭素電力の導入                         | 20 |
| ② 市有施設への太陽光発電システムの導入               | 20 |
| ③ 職員の省エネに関する率先行動                   | 21 |
| <b>第2章 循環型社会の実現</b>                | 22 |
| 1 4Rの推進                            | 22 |
| (1) ごみの処理の状況                       | 22 |
| (2) ごみ量の推移                         | 22 |
| (3) 生ごみ自家処理機器購入費補助金                | 25 |
| (4) 「ながのエコ・サークル」認定制度               | 25 |
| (5) 多量排出事業所対策                      | 26 |
| (6) 事業ごみの排出事業者責任                   | 26 |
| (7) ごみ分別強調月間                       | 26 |
| (8) 生ごみ減量アドバイザー派遣制度                | 27 |
| (9) 食品ロス削減推進計画                     | 27 |
| (10) 環境にやさしい農業地域循環モデル事業            | 28 |
| (11) リサイクル率                        | 28 |
| (12) 資源物の拠点回収「サンデーリサイクル」           | 28 |
| (13) リサイクルプラザを活用した啓発事業             | 29 |
| (14) 資源回収報奨金                       | 29 |
| (15) ごみ集積所に関する補助金                  | 29 |
| (16) リサイクルハウス設置事業補助金               | 29 |
| (17) 長野市廃棄物減量等推進審議会                | 30 |
| 2 廃棄物の適正処理                         | 30 |
| (1) 産業廃棄物等の適正処理                    | 30 |
| ① 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の長野市内事業者からの排出量の推移 | 30 |

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| ② 長野市処分業許可業者による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）処理量の推移 | 31 |
| ③ 多量排出事業者・準多量排出事業者                      | 31 |
| ④ 廃棄物処理業者及び排出事業者に対する指導                  | 31 |
| ⑤ ポリ塩化ビフェニル廃棄物                          | 32 |
| ⑥ ダイオキシン類調査                             | 32 |
| (2) 不法投棄の防止                             | 32 |
| ① 信濃川を守る協議会                             | 32 |
| ② 不法投棄パトロールの実施                          | 33 |
| (3) ごみ処理施設等の計画的な整備                      | 33 |
| ① 資源再生センター                              | 33 |
| ② 最終処分場                                 | 33 |
| 3 プラスチックスマートの推進                         | 34 |
| <b>第3章 豊かな自然環境の保全</b>                   | 35 |
| 1 生物多様性の確保と森林・農地の保全と活用                  | 35 |
| (1) 飯綱高原の豊かな自然復元                        | 35 |
| ① 飯綱高原の豊かな自然復元基本調査                      | 35 |
| ② 実験林事業                                 | 35 |
| ③ 大谷地湿原保全・再生事業                          | 36 |
| ④ 奥裾花自然園保全・再生事業                         | 36 |
| (2) 自然環境保全の地域                           | 36 |
| ① 自然公園〔自然公園法〕                           | 36 |
| ② 自然環境保全地域〔長野県自然環境保全条例〕                 | 37 |
| ③ 郷土環境保全地域〔長野県自然環境保全条例〕                 | 37 |
| ④ 大規模開発調整地域〔長野県自然環境保全条例〕                | 37 |
| ⑤ 飯綱高原〔長野市自然環境保全条例〕                     | 37 |
| (3) 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会                     | 40 |
| (4) 環境に与える影響評価（調査）等                     | 40 |
| (5) 野生鳥獣の保護                             | 40 |
| (6) 天然記念物の指定                            | 40 |
| (7) 自然環境保全施策「大切にしたい長野市の自然」発行            | 41 |
| 2 身近な緑の保全と創出                            | 41 |
| (1) 緑化事業の推進                             | 41 |
| ① 事業所等緑化                                | 41 |
| ② 保存樹木等指定                               | 41 |
| ③ ながの花と緑大賞                              | 41 |
| (2) 公園・緑地等の整備                           | 41 |
| (3) 緑の維持・管理の推進                          | 42 |
| 3 良好な水辺とまちなみの保全と創出                      | 42 |
| (1) 健全な水環境の確保                           | 42 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>第4章 良好な生活環境の保全</b> .....      | 45 |
| 1 環境汚染対策.....                    | 45 |
| (1) 大気環境の保全.....                 | 45 |
| ① 大気の常時監視.....                   | 45 |
| ② 有害大気汚染物質等.....                 | 46 |
| ③ 大気汚染防止法の届出と立入状況.....           | 46 |
| ④ 特定粉じん排出等作業の届出と立入状況.....        | 46 |
| ⑤ ダイオキシン類.....                   | 46 |
| (2) 水環境の保全.....                  | 47 |
| ① 水質測定計画による測定.....               | 47 |
| ② 測定結果及び環境基準達成状況.....            | 47 |
| ③ 水生生物調査.....                    | 48 |
| ④ 水質汚濁防止法の届出と立入状況.....           | 49 |
| ⑤ 浄化槽による水洗化.....                 | 49 |
| ⑥ 土壌汚染に係る届出状況.....               | 50 |
| ⑦ 衛生センター.....                    | 50 |
| 2 身近な生活環境の保全.....                | 50 |
| (1) 騒音・振動対策.....                 | 50 |
| ① 自動車交通騒音、道路交通騒音調査.....          | 50 |
| ② 高速道路騒音調査.....                  | 52 |
| ③ 新幹線鉄道騒音・振動調査.....              | 52 |
| ④ 環境騒音調査.....                    | 52 |
| ⑤ 騒音・振動に係る届出状況.....              | 53 |
| (2) 悪臭対策.....                    | 53 |
| (3) 環境に関する苦情.....                | 53 |
| (4) 環境美化の推進.....                 | 55 |
| ① 環境美化啓発事業.....                  | 55 |
| ② ポイ捨て防止及び散乱ごみ対策事業.....          | 56 |
| (5) 公衆トイレの維持管理と整備.....           | 56 |
| <b>第5章 協働と学びの推進</b> .....        | 57 |
| 1 協働の推進.....                     | 57 |
| (1) ながの環境パートナーシップ会議の運営.....      | 57 |
| ① 『アジェンダ21 ながの ー環境行動計画ー』.....    | 57 |
| ② 総会、理事会、プロジェクトチームミーティングの開催..... | 57 |
| ③ プロジェクトサポーター制度.....             | 58 |
| ④ 諸団体等と連携.....                   | 58 |
| 2 学びの推進.....                     | 59 |
| (1) 長野市環境学習会.....                | 60 |
| ① 自然・水環境の学習会.....                | 60 |
| ② 地球温暖化防止学習会.....                | 61 |

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| (2) こどもエコクラブの活動支援……………                   | 61  |
| (3) 指導者養成事業……………                         | 61  |
| (4) 環境に関連した書籍等の活用……………                   | 61  |
| <b>第3部 長野市環境マネジメントシステムの概要と実施状況</b> …………… | 63  |
| <b>第1章 長野市環境マネジメントシステムの概要</b> ……………      | 63  |
| 1 環境マネジメント適用範囲と組織体制……………                 | 64  |
| (1) 適用範囲……………                            | 64  |
| (2) 推進体制……………                            | 65  |
| <b>第2章 長野市環境マネジメントシステムの実施状況</b> ……………    | 66  |
| 参考資料……………                                | 67  |
| 「環境宣言」に関する決議……………                        | 68  |
| 長野市環境方針……………                             | 69  |
| 環境に関するデータ……………                           | 70  |
| 長野市環境基本条例……………                           | 128 |
| 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例……………                 | 132 |
| 長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例…………… | 150 |
| 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例……………               | 152 |
| 長野市公害防止条例……………                           | 167 |
| 長野市自然環境保全条例……………                         | 175 |
| 行政組織及び環境部事務分掌……………                       | 179 |
| 環境保全に関連する補助・助成・融資制度等……………                | 182 |
| 環境行政のあゆみ……………                            | 186 |

# 第1部 総論

## 第1章 長野市環境基本条例

### 1 条例の制定について

市では、身近な自然の減少や都市・生活型公害から地球環境問題まで今日の環境問題に対応し、本市における今後の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本となる条例として、平成9年3月に「長野市環境基本条例」を制定しました。

この条例では、未来に誇りうる環境調和都市の実現を目的として、4つの基本理念を掲げ、市はもとより市民、事業者それぞれの責務を明らかにし、基本方針に沿って施策を実施することとしており、環境基本計画の策定や市民及び事業者と協働による行動計画の策定について規定するとともに、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査又は審議等をする「長野市環境審議会」の設置についても定めています。

### 2 概要及び体系

#### 前文

##### (1) 総則

###### 目的(第1条)

- ・ 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること
- ・ 現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保すること

###### 基本理念(第2条)

- 1 健全で恵み豊かな環境の享受と将来の市民への継承
- 2 生態系の均衡、生物多様性の確保による自然と人との共生
- 3 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境保全への取組

###### 市の責務(第3条)

###### 事業者の責務(第4条)

###### 市民の責務(第5条)

##### (2) 基本施策等

###### 基本方針(第6条)

###### 環境基本計画(第7条)

###### 環境白書(第8条)

###### 基本施策(第9条—第19条)

- ・ 規制的措置 ・ 経済的措置 ・ 調査の実施及び監視体制等の整備 ・ 事業に係る環境配慮
- ・ 環境影響評価 ・ 日常生活等に係る環境配慮 ・ 環境教育及び環境学習の振興
- ・ 市民等の自発的な活動の促進 ・ 環境情報の整備と提供
- ・ 環境の保全及び創造に資する施設の整備 ・ 地球環境の保全に関する国際協力等

###### 行動計画等(第19条の2・第19条の3)

###### 施策の推進体制の整備(第20条・第20条の2)

##### (3) 長野市環境審議会

###### 長野市環境審議会(第21条—第25条)

- ・ 設置 ・ 組織等 ・ 会議 ・ 特別委員 ・ 補則

## 第2章 長野市環境基本計画の概要

### 1 これまでのあゆみ

長野市では、平成9（1997）年3月に制定した「長野市環境基本条例」に基づき、平成12（2000）年3月に「長野市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像『～豊かな自然と共生するまち、資源を有効に使用する地球にやさしいまち、安心して暮らせる、快適で魅力あふれるまち、すべての人が主体的に環境づくりに取り組むまち～』の実現に向け、環境施策を進めてきました。また、平成17（2005）年1月の1町3村との合併に伴い、平成18（2006）年10月に見直しを行っています。

平成24（2012）年4月には「第二次長野市環境基本計画」を策定し、長野市環境基本計画の環境像を継承しつつ、新たに『～地域産業の発展と環境の保全が良好な循環を生むまち～』を追加し、5つの望ましい環境像を実現するため、様々な環境施策に取り組んできました。

平成29（2017）年4月には第二次長野市環境基本計画の環境像や基本目標を継承し、新たな施策の導入と目標値の見直しを行い、「第二次長野市環境基本計画後期計画」を策定しました。

一方、地球温暖化対策分野の個別計画として、平成21（2009）年12月に「長野市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地域における温室効果ガス排出量を削減するため、本市の長期的な目標と施策を定めました。なお、平成26（2014）年4月及び平成29（2017）年4月に計画の一部を改定しています。

### 2 策定の視点

第二次長野市環境基本計画後期計画の策定後、本市の環境を取り巻く状況は、大きく変化しています。

気候変動の影響が指摘される自然災害が地球規模で増加する中、令和元年東日本台風は、本市に甚大な被害をもたらしました。

気候変動対策は、省エネルギー、再生可能エネルギーの推進のほか、多様な生態系と豊かな自然環境の保全、プラスチックスマートなどの循環型社会の形成、一定程度進行する地球温暖化への適応など、様々な施策を総動員して取り組む必要があります。

また、令和2（2020）年度、長野県が宣言した気候非常事態宣言（2050ゼロカーボンへの決意）に賛同した本市として、気候変動対策に対する姿勢を示す必要があります。

このような状況を踏まえ、「第三次長野市環境基本計画」は、「長野市地球温暖化対策地域推進計画」を統合するとともに、新たに「生物多様性地域戦略」及び「地域気候変動適応計画」を包含することで、環境行政全体として気候変動対策を強く推進する計画とします。

また、世界的に大きな広がりを見せる「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点を計画に盛り込み、SDGsの達成に向けた取り組みを進めます。



### 3 計画の位置づけ

本計画は、長野市環境基本条例第7条に基づく環境行政の基本計画として、上位計画である第五次長野市総合計画後期基本計画と整合を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）である「長野市地球温暖化対策地域推進計画」、気候変動適応法に基づく「長野市気候変動適応計画」、及び生物多様性基本法に基づく「長野市生物多様性地域戦略」を包含します。

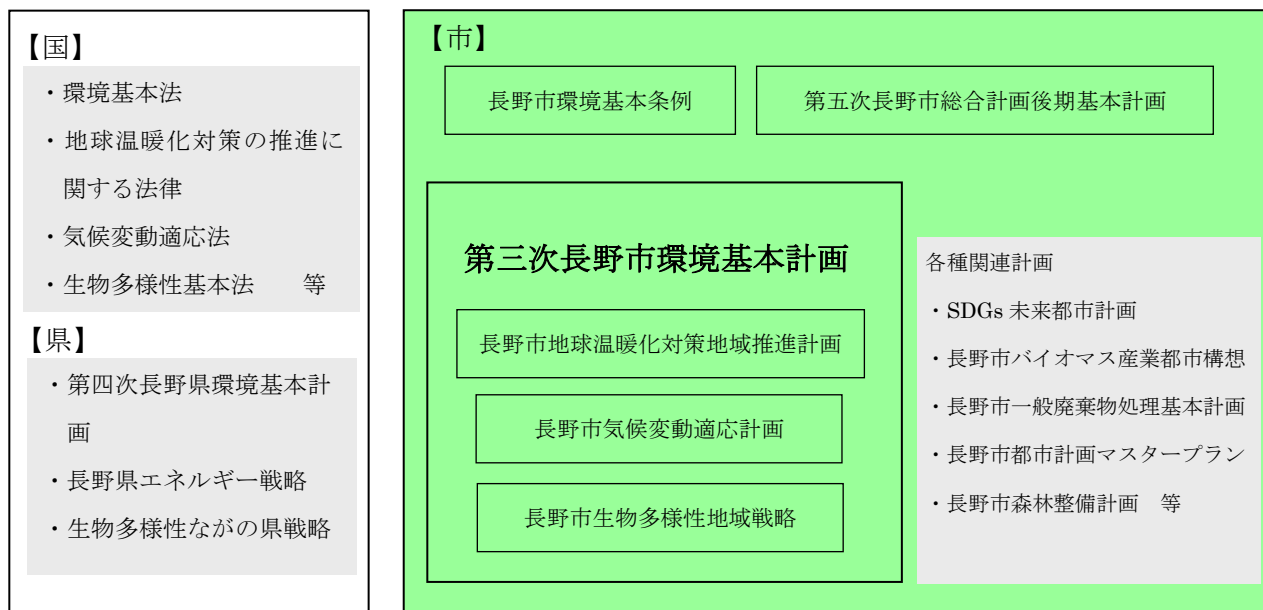


図 第三次長野市環境基本計画の位置づけ

### 4 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

平成27（2015）年9月にアメリカ合衆国で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことによる持続可能な社会の実現を目指すものであり、令和12（2030）年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。

目標達成に向けては、市民、事業者、行政などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じて経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

本市は、令和3（2021）年7月に「SDGs未来都市」の認定を受けました。本計画でも、SDGs未来都市計画と整合を図りながら、SDGsの達成に向けた取組を進めていきます。

## 5 計画期間

計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

## 6 計画対象

### （1）計画の対象地域

本計画は、長野市全域を対象とします。

### （2）対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、長野市環境基本条例第6条に規定する施策の基本方針を踏まえ、次のとおりとします。

- ① 大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭の防止など生活環境の保全
- ② 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備など快適な環境の創造
- ③ 生物多様性の確保、希少生物の保護及び森林、農地等の保全など豊かな自然環境の保全
- ④ 資源・エネルギーの循環的な利用及び廃棄物の発生抑制等による循環型社会の構築
- ⑤ 地球温暖化の防止や気候変動への適応など地球環境に関すること

## 第3章 望ましい環境像と基本目標

### 1 望ましい環境像

望ましい環境像については、第二次長野市環境基本計画後期計画の5つの環境像を基本的に踏襲しつつ、令和元年東日本台風による甚大な被害を経験し、気候変動に対する市民の意識の高まりを受けて、「脱炭素社会の構築」を柱とします。また、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた取組を推進し、豊かな自然環境を未来ある次世代に引き継ぐとともに、持続可能な社会を築いていくことを目指し、次のとおり定めます。

人と自然が共生し 未来につなぐ 脱炭素のまち「ながの」

- 人と自然が共生し・・・自然からの恩恵に感謝し、自然を守り育みます
- 未来につなぐ・・・次世代へ責任を持って引き継ぎます
- 脱炭素のまち・・・脱炭素に向けてみんなで取り組みます

## 2 基本目標

望ましい環境像を実現するために、5つの基本目標を定め、施策・取組を推進します。

### ●基本目標1 脱炭素社会の構築

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の構築を目指し、エネルギー施策をはじめとする地球温暖化防止のための「緩和策」に取り組むとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための「適応策」を推進します。

### ●基本目標2 循環型社会の実現

大量生産・大量消費型の社会経済構造から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会へ転換を図るため、これまでの3R（発生抑制、再使用、再生利用）に「転換（リプレイス）」を加えた4Rの取組や、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、将来にわたって持続的な活動が行われる循環型社会の実現を目指します。

### ●基本目標3 豊かな自然環境の保全

豊かな自然を未来へつなげていくため、森林や農地などのみどりや水辺の保全を進め、生物多様性を確保するとともに外来生物への対策を行い、人と生きものが共存する豊かな自然環境を目指します。

### ●基本目標4 良好で快適な環境の保全と創造

産業型及び生活型公害を防止し、清らかな空気や水、清潔で美しいまちなみを実現することにより、良好で快適な生活環境の確保を目指します。

### ●基本目標5 協働と学びの推進

多様な主体による連携・協働を図り、環境保全活動の環(わ)の拡がりを目指します。また、市民の環境問題への関心・理解を深めるため、学びの機会を提供し、その学びが環境を守り、育む行動へとつながる社会を目指します。

## 第4章 施策の体系

| 環境像                               | 基本目標                                                      | 施策テーマ                          | 関連するSDGsのゴール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人と自然が共生し<br>未来につなぐ<br>脱炭素のまち「ながの」 | 基本目標 1<br>脱炭素社会の構築<br>【長野市地球温暖化対策地域推進計画】<br>【長野市気候変動適応計画】 | 1-1 再生可能エネルギーの利活用と地産地消         | <br><br><br><br><br><br> |
|                                   |                                                           | 1-2 バイオマス資源の有効活用               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   |                                                           | 1-3 省エネルギーの推進                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   |                                                           | 1-4 脱炭素型の地域づくりの推進              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   |                                                           | 1-5 森林によるCO <sub>2</sub> 吸収の促進 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   |                                                           | 1-6 気候変動への適応                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   | 基本目標 2<br>循環型社会の実現                                        | 2-1 4Rの推進                      | <br><br><br><br><br>                                                                             |
|                                   |                                                           | 2-2 廃棄物の適正処理                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   |                                                           | 2-3 プラスチックスマートの推進              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   | 基本目標 3<br>豊かな自然環境の保全<br>【長野市生物多様性地域戦略】                    | 3-1 生物多様性の確保                   | <br><br><br><br>                                                                                                                                                                     |
|                                   |                                                           | 3-2 森林・農地の保全と活用                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   |                                                           | 3-3 身近な緑の保全と創出                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   |                                                           | 3-4 良好な水辺の保全と創出                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   | 基本目標 4<br>良好で快適な環境の保全と創造                                  | 4-1 環境汚染対策                     | <br><br><br><br><br>                                                                            |
|                                   |                                                           | 4-2 身近な生活環境の保全                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   |                                                           | 4-3 美しいまちなみの保全と創出              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                   | 基本目標 5<br>協働と学びの推進                                        | 5-1 協働の推進                      | <br><br>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                   |                                                           | 5-2 学びの推進                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

本計画を推進していくために、市民・事業者・行政が、各々または協働して、望ましい環境像の実現に向けて、各指針に基づき取組を推進することが必要です。

本市では、庁内組織である「環境調和都市推進委員会」により全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

また「長野市環境審議会」は、専門的な見地から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直し、市長への助言・提言を行います。

### 2 進行管理

本市は、行政評価及び長野市環境マネジメントシステムにより、環境関連施策の取組状況の把握、評価及び次年度の取組への反映を行っています。

これまで行っている計画の進行管理に加え、多くの市民が参加できる方策を検討します。

また、計画期間の最終年度においては、環境関連施策全体の進捗を包括的に点検・評価し、次期計画の見直しを行います。

### 3 第三次長野市環境基本計画の達成状況（指標／目標値一覧と達成状況）

| 施策<br>テーマ        | 指標名                                               | (単位)                    | 担当課等                | 計画策定時<br>(令和2年度<br>値) | 計画<br>目標値<br>(令和8年度) | 前年度実績<br>(参考)     | 令和6年度                           |                   |           |          |                |
|------------------|---------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|---------------------------------|-------------------|-----------|----------|----------------|
|                  |                                                   |                         |                     |                       |                      |                   | 令和6年度<br>目標値                    | R6<br>実績          | R6<br>達成率 | 達成<br>状況 | 対前<br>年度<br>比較 |
| 基本目標1 脱炭素社会の構築   |                                                   |                         |                     |                       |                      |                   | 達成数 7                           |                   |           |          |                |
| 目標               | 温室効果ガス年間排出量                                       | (t-CO <sub>2</sub> )    | 環境保全温暖化対策課          | 2,130,858<br>(H29)    | 1,513,858            | 1,807,720<br>(R2) | 1,650,967<br>*1,859,733<br>(R3) | 1,843,979<br>(R3) | 100.9%    | 達成       | ↘              |
| 1-1              | 再生可能エネルギーによる電力自給率                                 | (%)                     | 環境保全温暖化対策課          | 56.4%                 | 70.0%                | 62.5%<br>(R4)     | 65.5%<br>*63.3%<br>(R5)         | 63.9%<br>(R5)     | 100.9%    | 達成       | ↗              |
| 1-1              | 太陽光発電の設備容量(累計)                                    | (kW)                    | 環境保全温暖化対策課          | 152,871               | 195,830              | 165,733<br>(R4)   | 181,511<br>*174,351<br>(R5)     | 171,999<br>(R5)   | 98.7%     | 未達成      | ↗              |
| 1-2              | バイオマス発電量                                          | (MWh)                   | 環境保全温暖化対策課          | 65,821                | 84,501               | 62,614            | 62,614                          | 51,199            | 82.0%     | 未達成      | ↘              |
| 1-2              | バイオマス発電設備容量                                       | (kW)                    | 環境保全温暖化対策課          | 10,973                | 13,663               | 10,973            | 10,973                          | 10,973            | 100.0%    | 達成       | →              |
| 1-2              | 未利用バイオマス利用率(参考)                                   | (%)                     | 環境保全温暖化対策課          | 49.0%                 | 55.0%                |                   |                                 |                   |           |          |                |
| 1-3              | 市民一人当たりの年間温室効果ガス排出量                               | (kg-CO <sub>2</sub> /人) | 環境保全温暖化対策課          | 5,601<br>(H29)        | 4,251                | 4,850<br>(R2)     | 4,551<br>*5,001<br>(R3)         | 4,957<br>(R3)     | 100.9%    | 達成       | ↘              |
| 1-3              | 市内の年間エネルギー消費量(電気)                                 | (Mwh)                   | 環境保全温暖化対策課          | 2,277,686             | 2,072,694            | 2,159,225         | 2,141,025                       | 2,179,691         | 98.2%     | 未達成      | ↘              |
| 1-3              | 二人以上の世帯当たりの年間エネルギー消費<br>量(電気、都市ガス・プロパンガス、灯油、ガソリン) | (MJ)                    | 環境保全温暖化対策課          | 89,682                | 81,610               | 88742             | 84,301                          | 80,621            | 104.6%    | 達成       | ↗              |
| 1-4              | 自転車道などの整備延長                                       | (km)                    | 道路課                 | 11.4                  | 32.8                 | 24.7              | 30.4                            | 30.0              | 98.7%     | 未達成      | ↗              |
| 1-4              | 歩道の整備延長                                           | (km)                    | 道路課                 | 297.2                 | 303.0                | 298.3             | 298.8                           | 303.0             | 101.4%    | 達成       | ↗              |
| 1-4              | 市民一人当たりの公共交通利用回数                                  | (回/人)                   | 交通政策課               | 101.6                 | 137                  | 115.5             | 137                             | 120.9             | 88.2%     | 未達成      | ↗              |
| 1-4              | 市民一人当たりの都市公園面積(都市計画区<br>域内)                       | (㎡/人)                   | 公園緑地課               | 8.39                  | 10.0                 | 9.55              | 9.60                            | 9.68              | 100.8%    | 達成       | ↗              |
| 1-5              | 搬出間伐による木材生産量                                      | (㎡)                     | 森林いのしか対策課           | 9773                  | 15,000               | 8,910             | 13,000                          | 7,403             | 56.9%     | 未達成      | ↘              |
| 1-6              | 温暖化に伴う異常気象に対して日常生活の中<br>で備えをしている(アンケート)           | (%)                     | 環境保全温暖化対策課          | 48.0%<br>(R3)         | 60.0%                | 29.0%             | 55.2%                           | 29.7%             | 53.8%     | 未達成      | ↗              |
| 基本目標2 循環型社会の実現   |                                                   |                         |                     |                       |                      |                   | 達成数 2                           |                   |           |          |                |
| 目標               | 市民一人一日当たりのごみ総排出量                                  | (g/人・日)                 | 生活環境課               | 926<br>(H30)          | 881                  | 849.2             | 890.0                           | 841.8             | 105.7%    | 達成       | ↗              |
| 2-1              | 市民一人一日当たりのごみ総排出量(再掲)                              | (g/人・日)                 | 生活環境課               | 926<br>(H30)          | 881.0                | 849.2             | 890.0                           | 841.8             | 105.7%    | 達成       | ↗              |
| 2-1              | 事業系可燃ごみ排出量                                        | (t)                     | 生活環境課               | 39,115<br>(H30)       | 38,445               | 36,143            | 38,713                          | 36,822            | 105.1%    | 達成       | ↘              |
| 2-3              | 使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいる<br>(アンケート)                  | (%)                     | 環境保全温暖化対策課<br>生活環境課 | 76.0%<br>(R3)         | 80.0%                | 75.5%             | 80.0%                           | 76.8%             | 96.0%     | 未達成      | ↗              |
| 基本目標3 豊かな自然環境の保全 |                                                   |                         |                     |                       |                      |                   | 達成数 4                           |                   |           |          |                |
| 目標               | 豊かな自然環境が保たれている<br>(アンケート)                         | (%)                     | 環境保全温暖化対策課          | 70.4%<br>(R3)         | 現状値以上                | 70.9%             | 70.4%以上                         | 69.9%             | 99.3%     | 未達成      | ↘              |
| 3-1              | 継続的調査により生息を確認する希少生物の<br>数                         | (種類)                    | 環境保全温暖化対策課          |                       | 4                    | 4                 | 4                               | 4                 | 100.0%    | 達成       | →              |
| 3-2              | 搬出間伐による木材生産量                                      | (㎡)                     | 森林いのしか対策課           | 9,773                 | 15,000               | 8,910             | 13,000                          | 7,403             | 56.9%     | 未達成      | ↘              |
| 3-2              | 森林体験年間参加者数                                        | (人)                     | 森林いのしか対策課           | 1,386                 | 2,150                | 3,219             | 2,150                           | 8,774             | 408.1%    | 達成       | ↗              |
| 3-2              | 生物利用等環境保全型農業推進事業の取組<br>(戸数)                       | (戸)                     | 農業政策課               | 2,362                 | 2,500                | 2,015             | 2,344                           | 1,287             | 54.9%     | 未達成      | ↘              |
| 3-3              | 市民一人当たりの都市公園面積(都市計画区<br>域内)                       | (㎡/人)                   | 公園緑地課               | 8.39                  | 10.00                | 9.55              | 9.6                             | 9.68              | 100.8%    | 達成       | ↗              |
| 3-4              | 市内中小河川9河川の水質階級Ⅰの地点数                               | (地点)                    | 環境保全温暖化対策課          | 8                     | 7<br>以上              | 8                 | 8                               | 8                 | 100.0%    | 達成       | →              |

| 基本目標4 良好で快適な環境の保全と創造                              |                               |          |                         |       |       |        |        |        |        |     |   |
|---------------------------------------------------|-------------------------------|----------|-------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-----|---|
| 達成数 2                                             |                               |          |                         |       |       |        |        |        |        |     |   |
| 目標                                                | 空気や水がきれいで、まちも美しく保たれている(アンケート) | (%)      | 環境保全温暖化対策課              | 71.8% | 現状値以上 | 74.4%  | 71.8%  | 74.0%  | 103.1% | 達成  | ⇒ |
| 4-1                                               | 大気環境基準達成率(光化学オキシダントを除く)       | (%)      | 環境保全温暖化対策課              | 100%  | 100%  | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 達成  | ⇒ |
| 4-1                                               | 市内中小河川13河川の生活環境項目(BOD)平均値     | (mg/ℓ以下) | 環境保全温暖化対策課              | 1.6   | 2     | 1.5    | 2      | 3.7    | —      | 未達成 | ↘ |
| 4-2                                               | 地区環境美化活動における参加者一人当たりのごみ回収量    | (g/人)    | 環境保全温暖化対策課              | 470   | 300   | 346    | 300    | 331    | 90.6%  | 未達成 | ↗ |
| 4-2                                               | 中心市街地の路上ポイ捨て吸い殻本数(年間)         | (本)      | 環境保全温暖化対策課              | 346   | 300   | 403    | 300    | 445    | 67.4%  | 未達成 | ↘ |
| 基本目標5 協働と学びの推進                                    |                               |          |                         |       |       |        |        |        |        |     |   |
| 達成数 0                                             |                               |          |                         |       |       |        |        |        |        |     |   |
| 目標                                                | 環境学習会年間参加者数                   | (人)      | 環境保全温暖化対策課<br>家庭・地域学びの課 | 2,683 | 5,500 | 2,145  | 5,500  | 3,912  | 71.1%  | 未達成 | ↗ |
| 5-1                                               | 環境保全活動参加者数                    | (人)      | 環境保全温暖化対策課              | 1,814 | 4,000 | 2,401  | 4,000  | 2,522  | 63.1%  | 未達成 | ↗ |
| 5-2                                               | 環境学習会年間参加者数(再掲)               | (人)      | 環境保全温暖化対策課<br>家庭・地域学びの課 | 2,683 | 5,500 | 2,145  | 5,500  | 3,912  | 71.1%  | 未達成 | ↗ |
| 前年度と比較して改善している項目は ↗ 、横ばいは ⇒ 、悪化しているものは ↘ と表示している。 |                               |          |                         |       |       |        |        |        |        |     |   |
| ＊ 令和7年度に報告できる実績に対する目標値                            |                               |          |                         |       |       |        |        |        |        |     |   |

## 第2部 長野市の環境と対策

### 第1章 低炭素社会の構築

#### 1 再生可能エネルギーの利活用と地産地消

平成21年12月に「長野市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、再生可能エネルギーの有効活用を推進してきました。令和4年4月に同計画を「第三次長野市環境基本計画」に統合し、更なる再生可能エネルギーの利活用と地産地消を目指しています。

##### (1) 大岡地区浅刈小水力発電事業

###### ① 事業の目的

再生可能エネルギーの導入促進事業として、小水力発電施設を設置し、公共施設（学校）へ電力供給を行います。CO2削減はもとより、経費節減にも寄与し、本市の地球温暖化防止対策の一助とします。さらには、「環境学習会の開催」、「小水力発電施設の見学ツアー」等、中山間地の地の利を活かした施設の活用を図ります。

###### ② 事業の内容

大岡地区の浅刈砂防ダムの既設農業用水上段放流管に発電施設1基を設置し、発電した電力を大岡小・中学校に供給し、夜間、長期休暇等における余剰電力については、「電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法」の認定施設として電力会社へ売電を行います。

（発電施設概要）

| 最大使用水量                | 有効落差  | 最大出力  |
|-----------------------|-------|-------|
| 0.08m <sup>3</sup> /s | 13.7m | 6.7kW |

（設置場所）長野市大岡甲8040番地先 浅刈砂防ダム副ダム左岸

※平成20年3月26日から発電。余剰電力は、平成20年4月1日から売電

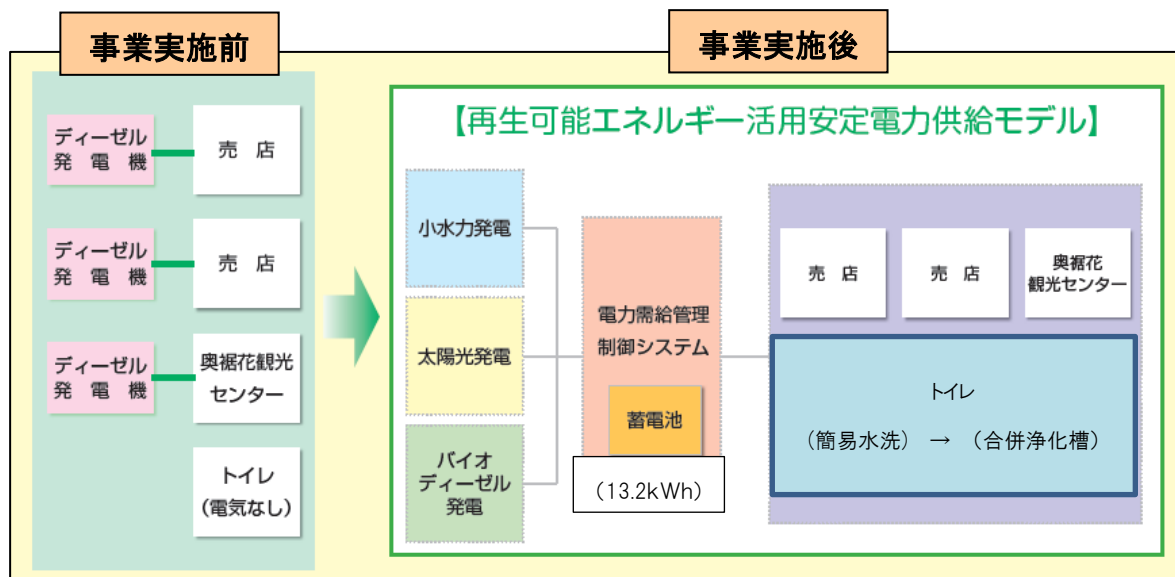
##### (2) 奥裾花自然園「再生可能エネルギー活用」事業

###### ① 事業の概要

無電化地域にある奥裾花自然園において、安定した電力確保と観光振興を図るため、環境にやさしい小水力、太陽光、バイオマスの再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせ、園内の施設に電力供給を行います。さらには、「観光施設の利便性向上」、「環境学習会の開催」等、中山間地の地の利を活かした施設の活用を図ります。



## ②電力供給設備の概要等



### 【小水力発電設備】

| 最大使用水量                | 有効落差   | 最大出力  |
|-----------------------|--------|-------|
| 0.05m <sup>3</sup> /s | 9.782m | 2.6kW |

(設置場所) 奥裾花自然園元池付近

### 【太陽光発電設備】

| 形式        | 最大出力  |
|-----------|-------|
| 直立両面発電タイプ | 3.6kW |

(設置場所) 奥裾花自然園観光センター駐車場東側

### 【バイオディーゼル発電設備】

| 形式            | 燃料原料   | 最大出力   |
|---------------|--------|--------|
| 水冷4サイクル 直接噴射式 | 市内廃食用油 | 13.0kW |

(設置場所) 奥裾花自然園奥裾花創エネルギー館機械室内

※平成30年12月5日竣工、平成31年4月29日稼働

## (3) 自治体新電力会社「ながのスマートパワー株式会社」

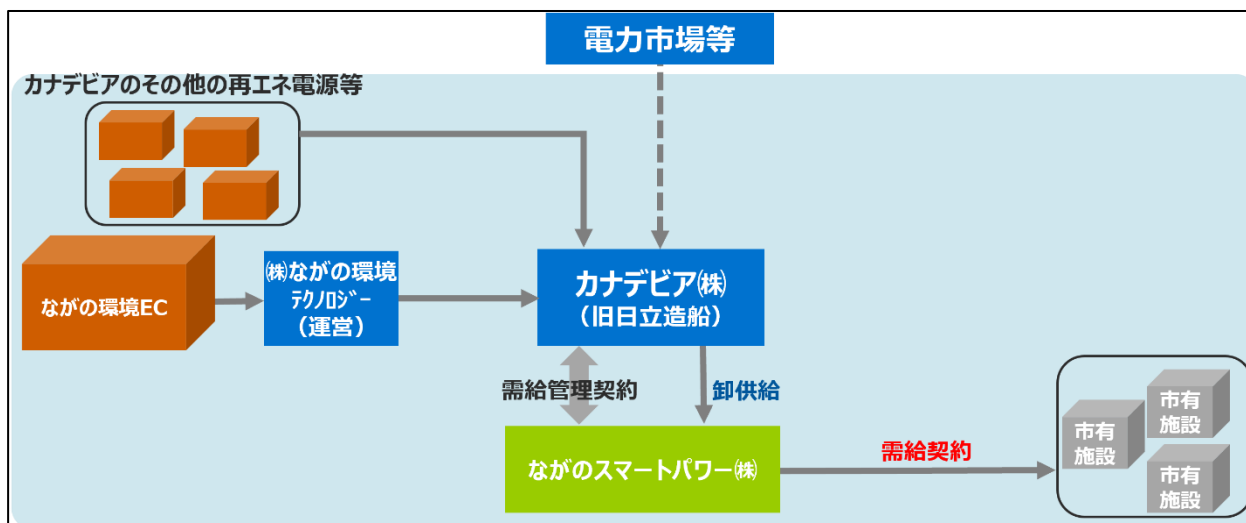
### ① 事業概要

本市バイオマス産業都市構想を発展させ、2050ゼロカーボン実現の一翼を担う取組として、自治体新電力会社「ながのスマートパワー株式会社」を、令和5年6月2日に、日立造船株式会社(現・カナデビア株式会社)と本市の共同出資により設立しました。

同社は、ながの環境エネルギーセンターで発電された電力を市有施設等へ供給し、その利益を再生可能エネルギー事業等に再投資することで、再生可能エネルギーの拡大、市有施設の温室効

果ガス排出削減、域内バイオマスの地産地消による資金の地域外流出防止などを図ります。

## ② 事業スキーム



## ③ 事業の目的

| 目的                             | 効果試算 (2026年度)      |
|--------------------------------|--------------------|
| ① 市有施設のCO2排出量削減                | 約5,200 t-CO2/年 の削減 |
| ② 域内バイオマスの地産地消による資金の地域外流出防止    | 約5.5億円/年 の流出防止     |
| ③ 収益スキームを構築し、収益再投資による再生エネ電源の拡大 | 約1,900万円/年 の再投資    |
| ④ 公共施設における市場価格の影響を受けにくい安定電源の確保 |                    |
| ⑤ バイオマス利用の市民周知促進               |                    |

## ④ 法人概要

| 項目      | 内容                                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 法人名称    | ながのスマートパワー 株式会社                                                         |
| 設立年月日   | 令和5年6月2日                                                                |
| 事業目的    | 1.電力の供給 2.再生可能エネルギー事業 3.その他目的に付関連する事業                                   |
| 本店所在地   | 長野県長野市西後町610-12 (R-DEPOT内)                                              |
| 事業期間    | 2023年度~2038年度の16年間<br>(長野広域連合と株式会社EcoHitzながのとの契約期間を想定)                  |
| 出資金     | 6,000万円                                                                 |
| 株主      | カナデビア株式会社 : 66.6% 長野市 : 33.4%                                           |
| 役員及び監査役 | 役 員 : カナデビア株式会社から代表取締役 1 名、取締役 1 名<br>長野市から取締役 1 名<br>監査役 : カナデビアから 1 名 |
| 電力供給開始日 | 令和5年10月1日                                                               |
| 利益等     | 税引き後利益で5%程度を目標とし、再生可能エネルギー事業等への再投資を行う。                                  |

## 2 長野市バイオマス産業都市構想

### (1) 背景

本市は、豊富な森林から得られる間伐材や林地残材等の未利用バイオマス資源と食品産業や果樹生産、菌床きのこ栽培などの産業から発生する食品廃棄物やきのこ廃培地等の廃棄物系バイオマス資源を併せ持つ、多様で大量のバイオマス資源を有する市となっています。

これらの活用に着目したバイオマスタウン構想を平成21年度に策定、更に平成22年度には、産学間で構成する長野市バイオマスタウン構想推進協議会を発足させ、市内のバイオマスによる資源循環の推進を図ってきました。

バイオマスタウン構想策定から11年が経過する中、変化してきた地域環境・社会環境などを踏まえ、新たなバイオマス利活用事業の推進計画及び目標を取りまとめるため、令和2年度に「長野市バイオマス産業都市構想」の作成に着手しました。

令和3年6月に本構想を策定し、同構想をもって令和4年2月に国からバイオマス産業都市としての認定を受けました。

### (2) 計画の目的

近年、地球温暖化の影響と考えられる台風・豪雨などの災害が増加しており、本市も令和元年東日本台風による甚大な被害を受けました。今後も様々な自然災害の発生が懸念され、市民生活等への影響が顕在化する中、SDGsの達成や2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする取組が強く求められています。

これらを踏まえ、長野市バイオマス産業都市構想では、本市の目指す将来像を4つ決めました。

- 1 「2050 ゼロカーボンを実現する脱炭素なまち」
- 2 「資源が循環し、市街地と中山間地が共生しあうまち」
- 3 「地域産業の発展と環境の保全が良好な循環を生むまち」
- 4 「災害に強く、地域資源の活用により自立した持続可能なまち」

### (3) 基本目標

本市の目指す将来像を実現するため、次の4つの基本目標を設定しています。

- |                   |
|-------------------|
| 1 脱炭素社会の構築        |
| 2 循環型社会の構築        |
| 3 地域資源を生かした産業の活性化 |
| 4 地域レジリエンスの強化     |

### (4) 計画の目標

構想に掲げる事業化プロジェクトにより、構想終了時（令和12年度）に達成を目指すバイオマス利用量（率）を次表に示します。

きのこ廃培地を86%から90%へ、廃食用油を67.7%から68.2%へ、食品廃棄物を97%から100%へ、製材所端材93%から97%へ（220%\*）、間伐材・林地残材等46%から63%へ、果樹剪定枝を48%から58%へ上昇させることを目指します。（なお、利用率には現れませんが、次項の事業化プロジェクトで、現状の活用方法とは別の効率的な活用方法を検討するものもあります。）

構想期間終了時（令和12年度）のバイオマス利用量（率）の達成目標

| バイオマス名    | 賦存量          |                  | 変換・処理方法               | 利用・販売                   | 利用率                   |                    | 利用量(目標)      |                  |
|-----------|--------------|------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------|--------------|------------------|
|           | 湿潤量<br>(t/年) | 炭素換算量<br>(t-C/年) |                       |                         | 令和2年度<br>炭素換算量<br>(%) | 目標<br>炭素換算量<br>(%) | 湿潤量<br>(t/年) | 炭素換算量<br>(t-C/年) |
| 廃棄物系バイオマス | 203,357      | 26,535           |                       |                         | 92                    | 98                 | 201,377      | 25,877           |
| きのこ廃培地    | 50,676       | 11,025           | 堆肥化、殺菌・乾燥、固形燃料化、メタン発酵 | 堆肥、飼料、燃料、電気及び熱          | 86                    | 90                 | 45,581       | 9,917            |
| 廃食用油      | 1,689        | 1,206            |                       |                         | 67.7                  | 68.2               | 1,152        | 822              |
| 家庭系       | 420          | 300              | BDF化                  | 2号油、BDF                 | 1                     | 2                  | 10           | 7                |
| 事業系       | 1,269        | 906              | BDF化、塗料製品化            | 2号油、BDF、塗料              | 90                    | 90                 | 1,142        | 815              |
| 食品廃棄物     | 91,228       | 4,032            |                       |                         | 97                    | 100                | 91,113       | 4,027            |
| 生ごみ(家庭系)  | 25,518       | 1,128            | 焼却(熱・発電利用)            | 電気及び温熱利用                | 100                   | 100                | 25,518       | 1,128            |
| 生ごみ(事業系)  | 19,063       | 843              | 焼却(熱・発電利用)、メタン発酵      | 電気及び温熱利用                | 100                   | 100                | 19,063       | 843              |
| 学校給食      | 237          | 10               | 飼料化、堆肥化               | 飼料及び堆肥利用                | 100                   | 100                | 237          | 10               |
| 食品加工残渣    | 46,410       | 2,051            | 飼料化、堆肥化、メタン発酵         | 飼料及び堆肥利用、電気及び熱          | 95                    | 100                | 46,295       | 2,046            |
| 家畜排せつ物    | 3,624        | 216              |                       |                         | 100                   | 100                | 3,624        | 216              |
| 肉牛ふん尿     | 2,505        | 149              | 堆肥化                   | 堆肥                      | 100                   | 100                | 2,505        | 149              |
| 乳牛ふん尿     | 731          | 44               | 堆肥化                   | 堆肥                      | 100                   | 100                | 731          | 44               |
| 豚ふん尿      | 388          | 23               | 堆肥化                   | 堆肥                      | 100                   | 100                | 388          | 23               |
| 下水汚泥等     | 35,856       | 2,925            | 焼却・セメント原料化            | セメント原料                  | 100                   | 100                | 35,856       | 2,925            |
| 製材所端材     | 3,143        | 700              | 粉碎、焼却                 | おが粉利用、電気及び熱             | 93                    | 220                | 6,910        | 1,539            |
| 街路樹剪定枝    | 154          | 34               | 堆肥化・焼却                | 堆肥、燃料利用                 | 100                   | 100                | 154          | 34               |
| 公園剪定枝     | 309          | 69               | 堆肥化・焼却                | 堆肥、燃料利用                 | 100                   | 100                | 309          | 69               |
| 家庭系庭木剪定枝葉 | 4,666        | 1,039            | ペレット化、堆肥化             | 燃料利用、堆肥                 | 100                   | 100                | 4,666        | 1,039            |
| 建設廃材      | 12,012       | 5,289            | チップ化                  | チップ、燃料利用<br>木質発電の燃料     | 100                   | 100                | 12,012       | 5,289            |
| 未利用バイオマス  | 51,095       | 11,872           |                       |                         | 49                    | 61                 | 31,437       | 7,297            |
| 間伐材・林地残材等 | 36,102       | 7,870            | 土木資材、製材(おが粉)、ペレット     | チップ、ペレット燃料利用<br>木質発電の燃料 | 46                    | 63                 | 22,724       | 4,944            |
| 圃場残渣      | 9,132        | 2,697            |                       |                         | 59                    | 59                 | 5,300        | 1,593            |
| 稲わら       | 8,169        | 2,339            | 敷料、飼料化、すき込み           | 敷料、飼料、堆肥利用              | 54                    | 54                 | 4,428        | 1,268            |
| もみ殻       | 963          | 358              | 堆肥化、畜産敷料              | 敷料、堆肥利用                 | 91                    | 91                 | 872          | 325              |
| 果樹剪定枝     | 5,861        | 1,305            | 堆肥化、園地敷料、薪燃料          | 堆肥、燃料利用                 | 48                    | 58                 | 3,413        | 760              |
|           | 254,452      | 38,407           |                       |                         | 79                    | 86                 | 232,814      | 33,174           |

＊表の製材所端材の目標値が220%という数値になっていますが、目標達成時点での賦存量が現在の賦存量に対して増加すると予測(3,143t→7,143t)し、将来の賦存量に対しての利用量を算定しているために、現在の賦存量で割ると100%を超える数値となります。

## (5) 事業化プロジェクト

バイオマス利用量（率）の達成目標を実現するため、構想には次の8つの事業化プロジェクトを盛り込んでいます。

- i 木質バイオマスの利用促進プロジェクト
  - ア 製材おが粉を利用した木質ペレットの製造プロジェクト
  - イ 複数バイオマス資源のバイオブリケット化プロジェクト
  - ウ 薪・ペレットストーブと木質ペレット・ブリケット利用促進プロジェクト
  - エ 剪定枝を利用した発電事業プロジェクト
- ii きのこ廃培地の利用促進プロジェクト
- iii 食品廃棄物の利用促進プロジェクト
- iv その他のバイオマス活用プロジェクト
  - ア 廃食用油の燃料化、活用プロジェクト
  - イ 排水中の油分抽出・燃料化プロジェクト

事業化プロジェクトの中でも、本市に豊富に存在するバイオマス資源として木質バイオマス、きのこ廃培地、食品廃棄物の3つの活用を促進すべく、i～iiiを3重点プロジェクトとしています。

重点プロジェクトの概要は次のとおりです。

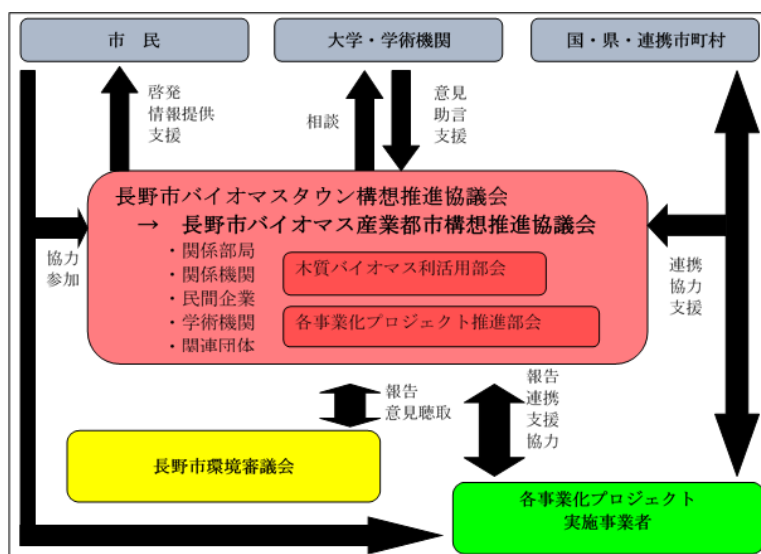
| プロジェクト               |                                     | バイオマス              | 発生場所              | 変換方法                        | 利用方法                     | 目標値への貢献度（利用量増分に対しての寄与度）        |
|----------------------|-------------------------------------|--------------------|-------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| i 木質バイオマスの利用促進プロジェクト | ア 製材おが粉を利用した木質ペレットの製造プロジェクト         | 木質バイオマス            | 林地<br>製材所         | おが粉<br>ペレット<br>化            | 燃 料<br>(熱)               | 間伐材<br>100%<br>製材所端材<br>100%   |
|                      | イ 複数バイオマス資源のバイオブリケット化プロジェクト         | 木質バイオマス<br>きのこ廃培地等 | 製材所<br>果樹園<br>事業所 | 固 形 燃 料<br>化                | 燃 料<br>(熱)               | きのこ廃培地<br>25%<br>果樹剪定枝<br>100% |
|                      | ウ 薪・ペレットストーブと木質ペレット・ブリケット利用促進プロジェクト | 木質バイオマス            | 製材所<br>林地<br>果樹園  | 燃料化                         | 燃 料<br>(熱)               | 利用量には直接寄与しない                   |
|                      | エ 剪定枝を利用した発電事業プロジェクト                | 木質バイオマス            | 工 事 支 障<br>木等     | チップ化                        | 電気・熱                     | 利用量の増加でなく、市内利用に転換              |
| ii きのこ廃培地の利用促進プロジェクト |                                     | きのこ廃培地<br>食品廃棄物等   | 農家<br>事業所         | 飼料化<br>固 形 燃 料<br>化<br>再生培地 | 飼 料 ・ 燃<br>料 (熱) ・<br>培地 | きのこ廃培地<br>75%                  |
| iii 食品廃棄物の利用促進プロジェクト |                                     | 食品廃棄物等             | 事業所               | バ イ オ ガ<br>ス 化              | 電気・熱<br>液肥               | 食品廃棄物<br>100%                  |

## (6) 計画の推進

平成21年度に策定したバイオマスタウン構想に関連する事業に対する行政窓口として、既存の研究会や行政の支援体制を統合し、地域のバイオマスに関する情報の共有化を図り、効率的な推進体制を構築するため、平成23年3月に、「長野市バイオマスタウン構想推進協議会」を設置しました。

協議会では、バイオマス資源ごとに事業化のための検討を行うほか、事業進捗状況の把握、情報提供、行政支援の検討などによりバイオマスタウン構想を推進してきました。

本市のバイオマス産業都市への認定を受け、令和4年2月に同協議会を改組した「長野市バイオマス産業都市構想推進協議会」において、構想全体進捗管理、各種調整、広報やホームページ等を通じた情報発信等を行うほか、協議会内に「事業化プロジェクト推進部会」を設置し、各プロジェクト実施の検討や進捗管理等を行います。



## 3 長野市地球温暖化対策地域推進計画

平成16年2月「長野市地域省エネルギービジョン」、平成17年2月「長野市地域新エネルギービジョン」を策定し、エネルギーの安定供給及び地球温暖化防止に資する地域計画と位置付けました。

平成21年12月にこれらのビジョンを統合し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を抑制するための本市の長期的な目標と施策を定める「長野市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

近年、地球温暖化に起因すると考えられる異常気象、特に令和元年東日本台風災害により甚大な被害を受けた本市では、県は令和元年12月に「気候非常事態宣言」を行い、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とすることを決意し、翌年10月には、菅内閣総理大臣が所信表明において、2050年までのカーボンニュートラル実現を目指す方針を表明しました。これらの動向を踏まえ、令和4年2月に長野地域連携中枢都市圏9市町村共同で「2050年ゼロカーボン宣言」を発出しました。

本市としても2050年ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指すことを目的に、令和4年4月策定の環境基本計画に合わせ、新たな方針・施策と削減目標を設定し、同計画を「第三次長野市環境基本計画」に統合しました。

### (1) 計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画」であり、「第五次長野市総合計画後期基本計画」を上位計画とする、本市における地球温暖化対策の個別計画です。地域の温室効果ガス排出削減に関する長期的な目標と施策を定め、市民・事業者・行政の取組を推進し、温暖化の抑止を図ることを目指します。

### (2) 計画の基本事項

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 計画期間 | ～2026年度（短期）、～2030年度（中期）～2050年度（長期） |
| 実施主体 | 市民・事業者・行政                          |

### (3) 計画の目標

|                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 《目 標》                                                                                                                                                                |
| 基準年：平成17（2005）年度 2,397,378t-CO <sub>2</sub>                                                                                                                          |
| ◇短期目標：令和8（2026）年度 基準年から37%削減                                                                                                                                         |
| ◇中期目標：令和12（2030）年度 基準年から48%削減                                                                                                                                        |
| ◇長期目標：令和32（2050）年度 基準年から95%削減（実質ゼロ）                                                                                                                                  |
| ※国及び県の計画と整合を図り、2050ゼロカーボンを目指す。                                                                                                                                       |
| ※温室効果ガス：二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）、三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ） |

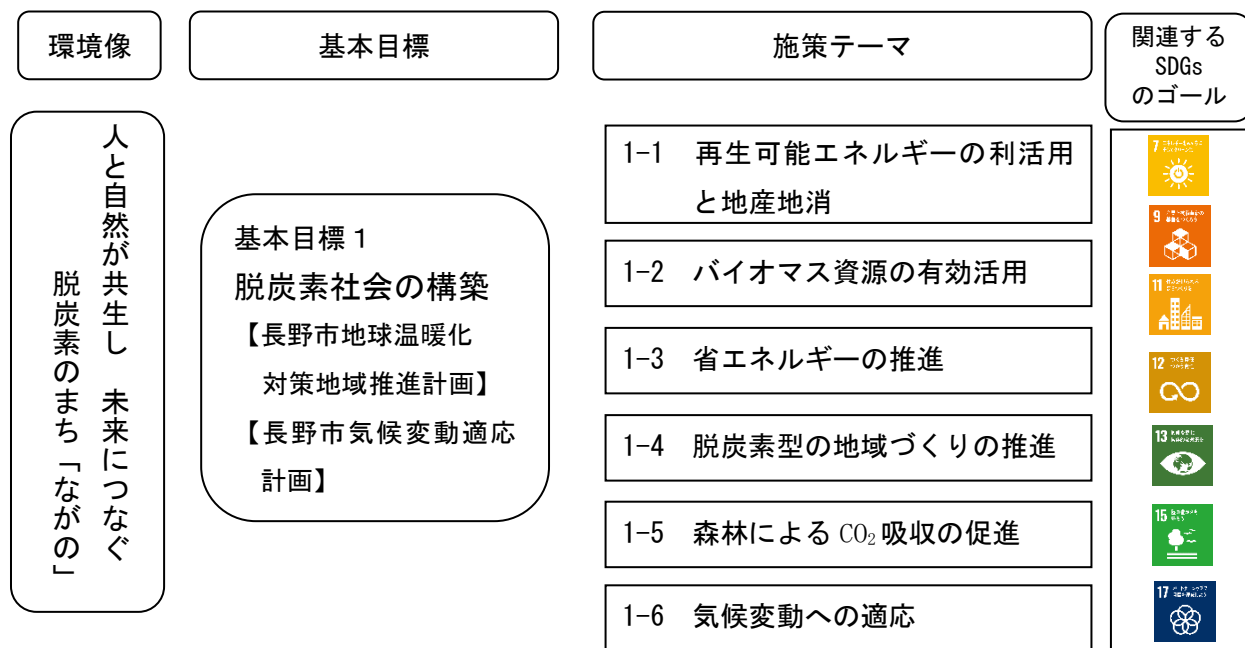
### (4) 温室効果ガス排出量の現状

| 部 門               | 【基準年】<br>2005年度<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 【最新値】<br>2021年度<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 割合<br>(%) | 基準年度比<br>(%) |
|-------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------|--------------|
| 農林水産業（第1次産業）      | 84,265                                  | 98,238                                  | 5.3       | 16.6         |
| 製造業、建設業、鉱業（第2次産業） | 384,403                                 | 303,363                                 | 16.5      | △21.1        |
| 業務部門（第3次産業）       | 830,503                                 | 610,588                                 | 33.1      | △26.5        |
| 家庭                | 486,424                                 | 382,500                                 | 20.7      | △21.4        |
| 運輸                | 543,943                                 | 388,127                                 | 21.0      | △28.6        |
| 廃棄物・排水            | 67,840                                  | 61,163                                  | 3.3       | △9.8         |
| 排出量合計             | 2,397,378                               | 1,843,979                               | 100.0     | △23.1        |

※端数処理により、合計値が合わない場合がある。

## (5) 計画の体系・推進体制

### ◆計画の体系（第三次長野市環境基本計画より抜粋）



### ◆推進体制

本計画を推進していくために、市民・事業者・行政が、各々または協働して、望ましい環境像の実現に向けて、各指針に基づき取組を推進することが必要です。

本市では、庁内組織である「環境調和都市推進委員会」により全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

また「長野市環境審議会」は、専門的な見地から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直し、市長への助言・提言を行います。



## 4 長野市役所温暖化防止実行計画

本市では、平成14年11月に「長野市地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制を推進してきました。その後、計画改定を経て、令和4年には「第6次長野市温暖化防止実行計画」を策定しました。令和7年4月には、市有施設のLED化を推進するため、「第六次長野市温暖化防止実行計画」の対象施設を拡大する改定を実施しました。

### (1) 計画の目的及び位置付け

本計画を「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に定める「地方公共団体実行計画」及び「長野県地球温暖化対策条例」第12条に定める「事業活動温暖化対策計画」として位置付け、もって市役所の事務及び事業活動から排出される温室効果ガスの排出を抑制し、市役所自ら、地球温暖化防止に積極的な役割を果たすとともに、市民や事業者の意識の高揚を図ることを目的とします。

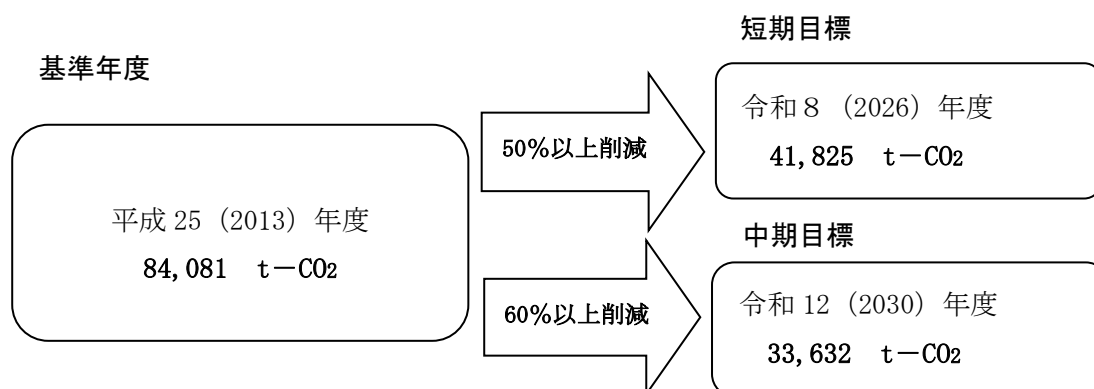
### (2) 計画の基本事項

|      |                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画期間 | 令和4（2022）年度～令和8（2026）年度（5年間）                                                                                                                               |
| 対象範囲 | 【対象施設】全市有施設<br>【対象活動】施設の運営、管理及び使用並びに事務事業の執行に係るすべての活動                                                                                                       |
| 対象ガス | 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）、パーフルオロカーボン（PFC）、三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ） |

### (3) 計画の目標

市役所の事務事業における温室効果ガスの総排出量の削減目標を次のとおり定めます。

温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）を令和8（2026）年度までに、  
**平成25(2013)年度比 50%以上削減**する。また、中期目標として、令和12（2030）年度までに、平成25(2013)年度比60%以上削減する。



#### (4) 排出量の現状

令和 6 年度 温室効果ガス排出状況

| 温室効果ガス               | 基準年度<br>(H25)<br>排出量<br>(t-CO2)<br>① | 令和 6 年度<br>実績<br>(t-CO2) ② | 【参考】<br>令和 5 年度<br>実績<br>(t-CO2) ③ | 基準年度比<br>削減量<br>(t-CO2)<br>(②-①) | 基準年度比<br>削減率(%)<br>(100-②/①<br>*100) |
|----------------------|--------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
|                      |                                      |                            |                                    | 前年度比<br>削減量<br>(t-CO2)<br>(②-③)  | 前年度比<br>削減率(%)<br>(100-②/③<br>*100)  |
| ア 二酸化炭素 (CO2)        | 76,674                               | 46,114                     | 50,428                             | Δ 30,560                         | Δ 39.9                               |
|                      |                                      |                            |                                    | Δ 4,314                          | Δ 8.6                                |
| イ メタン (CH4)          | 568                                  | 753                        | 652                                | +185                             | +32.6                                |
|                      |                                      |                            |                                    | +101                             | +15.5                                |
| ウ 一酸化二窒素 (N2O)       | 6,825                                | 1,006                      | 1,099                              | Δ 5,819                          | Δ 85.3                               |
|                      |                                      |                            |                                    | Δ 93                             | Δ 8.5                                |
| エ ハイドロフルオロカーボン (HFC) | 11                                   | 7                          | 7                                  | Δ 4                              | Δ 36.4                               |
|                      |                                      |                            |                                    | 0                                | 0                                    |
| オ 六ふっ化硫黄 (SF6)       | 3                                    | 3                          | 3                                  | 0                                | 0                                    |
|                      |                                      |                            |                                    | 0                                | 0                                    |
| 全温室効果ガス(5物質)合計       | 84,081                               | 47,884                     | 52,188                             | Δ 36,197                         | Δ 43.1                               |
|                      |                                      |                            |                                    | Δ 4,304                          | Δ 8.2                                |

※「第 6 次長野市地球温暖化防止実行計画」の基準年と比較

※ 端数処理により、合計値が合わない場合がある。

※ 長野市役所では、パーフルオロカーボン (PFC) 及び三ふっ化窒素 (NF3) の排出実績なし

#### (5) 計画の推進

本計画を推進するために、市役所で利用されるエネルギーの効果的な削減を図ります。

##### 【主な取組】

##### ①低炭素電力の導入

環境配慮契約及び、検討を進める自治体新電力等を通じた地域の再生可能エネルギー電力の導入を進めます。

導入実績は以下のとおりです。

|               | 低炭素電力の使用電力量<br>(kWh) |
|---------------|----------------------|
| 現状値<br>(2024) | 2,156万               |
| 目標値<br>(2026) | 2,300万               |

##### ②市有施設への太陽光発電システムの導入

新設又は改修する市有施設について、PPA\*等により太陽光発電システムを原則導入するもの

とします。

＊施設の屋根等にサービス提供事業者が設置費用を負担して太陽光発電設備を設置し、発電した電気を施設の所有者が事業者から買い取る導入手法の一つであり、第三者所有モデルともいう。

導入実績は以下のとおりです。(令和7年6月現在)

|               | 設置数 | 発電容量(kW) |
|---------------|-----|----------|
| 現状値<br>(2024) | 76  | 1,789.5  |
| 目標値<br>(2026) | －   | 1,998.6  |

### ③職員の省エネに関する率先行動

「第6次長野市地球温暖化防止実行計画」では、職員の省エネ行動として、市役所が率先して温室効果ガスの排出量を削減するために、以下の項目を推進していきます。

| 実施項目                     | 内容                                                                       |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 冷暖房の適正化                  | 室内温度を冷房では28度、暖房では19度                                                     |
| 室内照明の適正利用                | 就業後の定刻に不要な照明の消灯を点検することで、必要な部分の照明のみを点灯する運動を実践（555運動）                      |
| エコドライブの更なる推進と低炭素型通勤方法の徹底 | 日頃からエコドライブ、アイドリングストップ等に取り組む。徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなど、低炭素型通勤方法の徹底             |
| 「C3リスト」の見直し・活用           | 平成29年に作成した、環境にやさしい取組チェックリスト「C3リスト」を見直し・更なる活用を図り、職員のCOOL CHOICEを意識した行動を促進 |

## 第2章 循環型社会の実現

### 1 4Rの推進

#### (1) ごみ処理の状況

本市におけるごみ処理は、家庭から排出されるごみと事業所から排出されるごみに大別し、家庭から排出されるごみについては、ごみ集積所（ステーション方式）を通じて、8分別（可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、紙類、ビン類（乾電池含む）、缶類、ペットボトル、剪定枝葉等）・指定袋収集を実施しています。

事業所から排出されるごみについては、排出事業者の責任により、平成8年6月から事業者自らが事業系一般廃棄物5分別（可燃ごみ、紙類、ビン類、缶類、ペットボトル）により処理施設へ搬入、または市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可業者等に自己搬入、のいずれかの方法で処理することを指導しています。

#### (2) ごみ量の推移

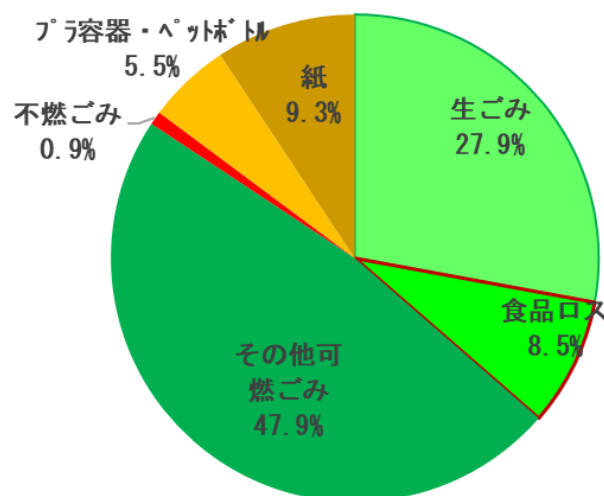
ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。

家庭ごみ量は、より一層のごみの減量を図るため、平成21年(2009年)10月1日に開始した可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化（資源物は無料）により、市民一人一日当たりの排出量が平成22年度(2010年度)以降、顕著に減少しています。

また、家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、重量比で36.4%（平成30年度(2018年度)・令和元年度(2019年度)・令和4年度(2022年度)・令和6年度(2024年度)組成分析結果平均）であり、その約5分の1に当たる8.5%を食品ロスが占めています。

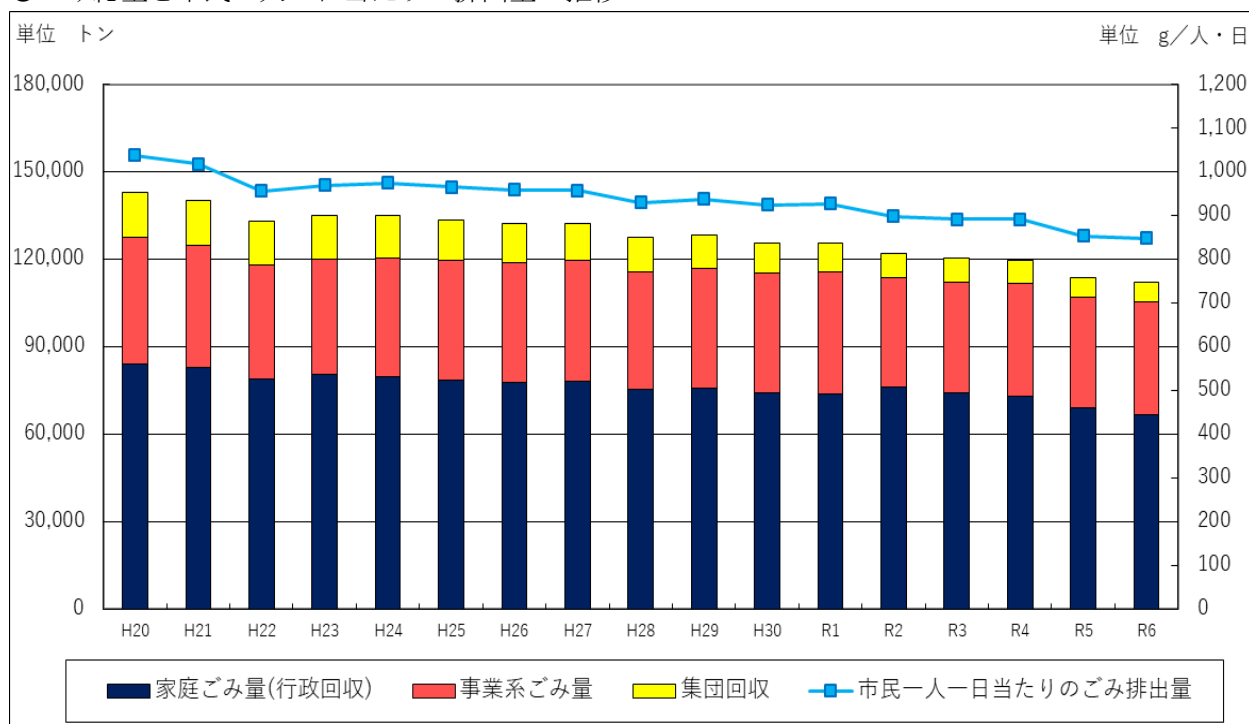
事業系ごみ量は、新型コロナウイルスの影響もあり令和2年度(2020年度)に著しく減少し、以降ほぼ横ばい状況が続いています。経済活動指標の動きと比較すると、コロナ過前の経済状況と同等程度に回復していますが、ごみの排出量は抑えられており、環境負荷の低減が図られてきたことが見受けられます。

#### ●家庭系可燃ごみの組成



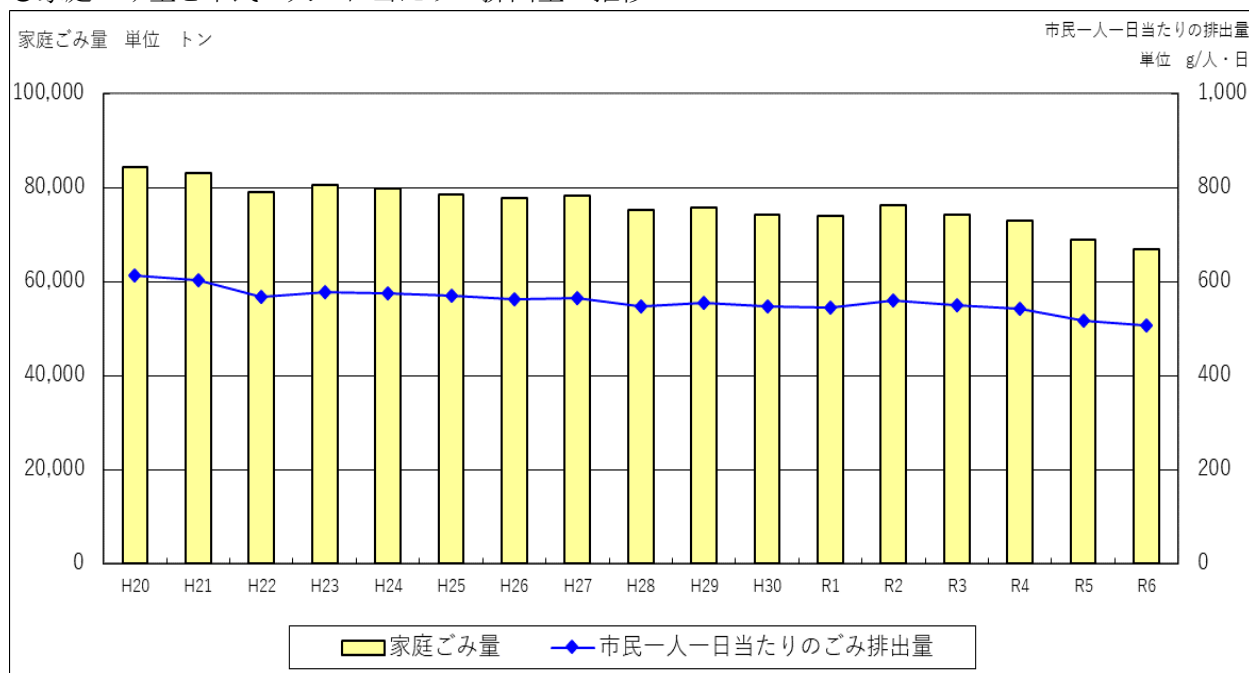
可燃ごみ指定袋の組成分析結果の令和元年、令和4年～令和6年の平均

●ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量の推移



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

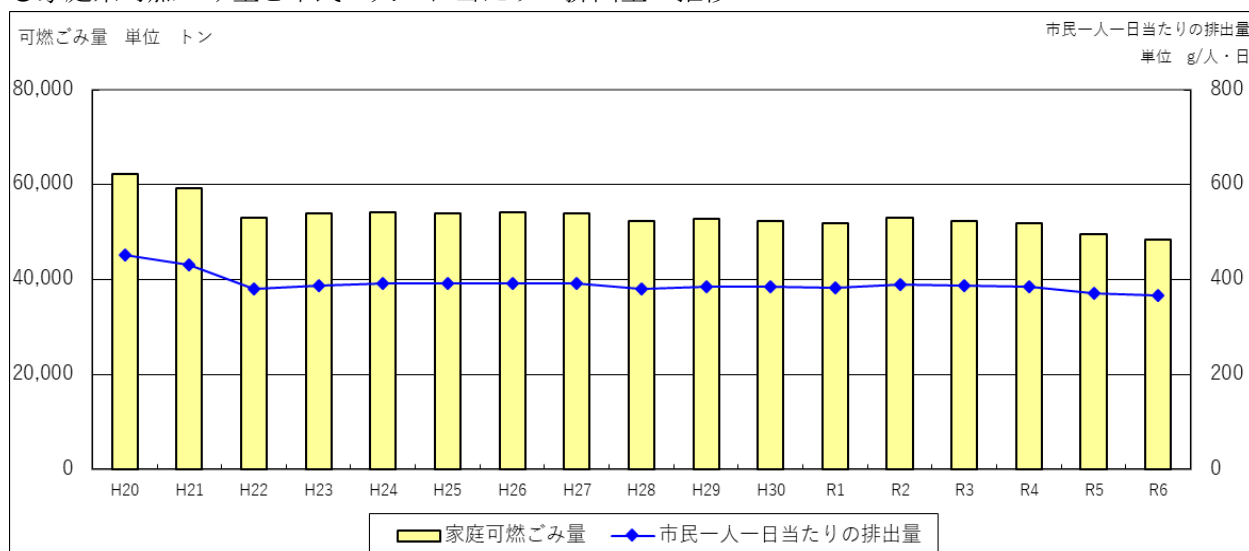
●家庭ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移



※資源回収量含まない

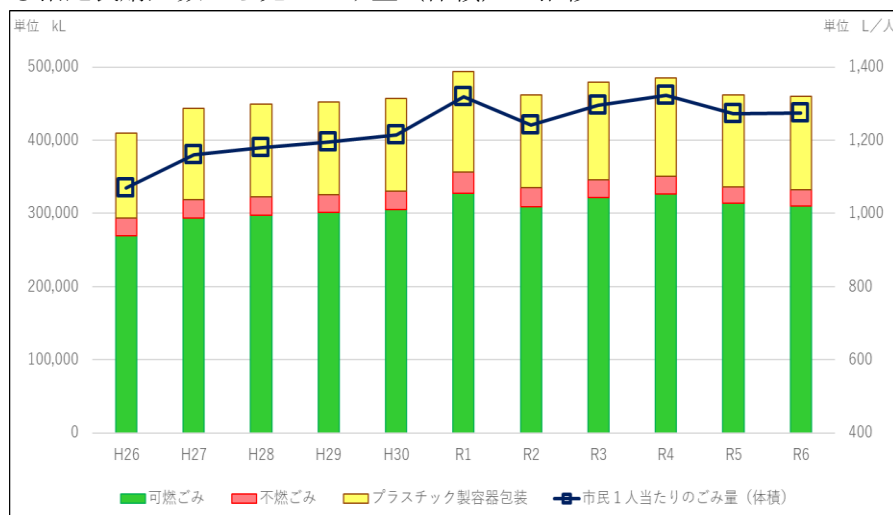
※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

## ●家庭系可燃ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移



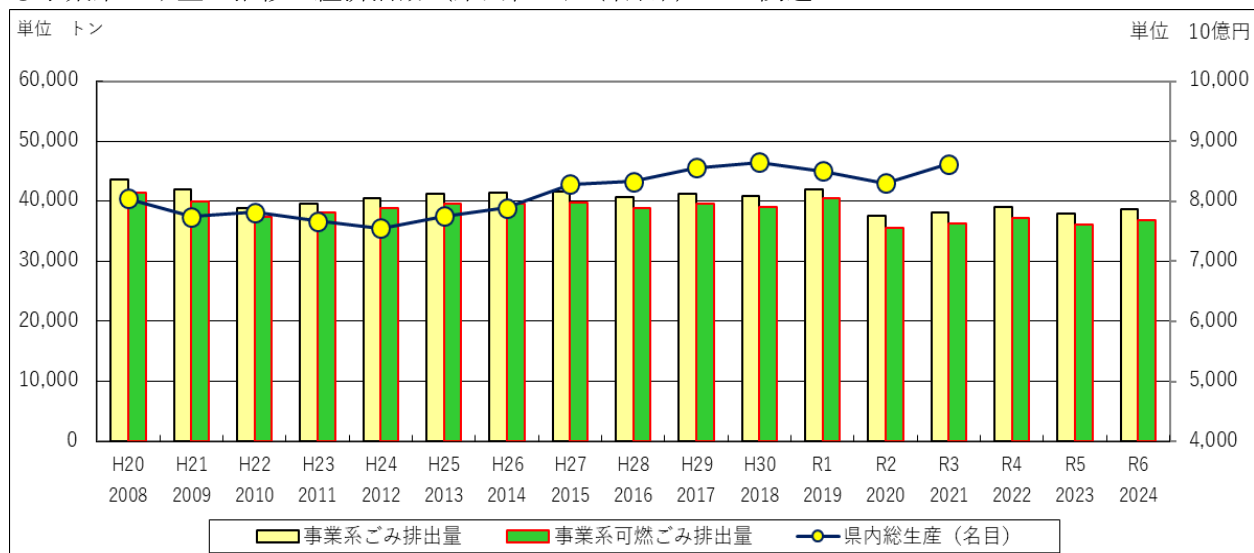
※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

## ●指定袋購入数から見たごみ量（体積）の推移



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年の翌年4月1日現在の住民基本台帳人口により算出

## ●事業系ごみ量の推移と経済活動（県内総生産(名目)）との関連



### (3) 生ごみ自家処理機器購入費補助金（平成4年度(1992年度)から）

生ごみの減量・再資源化の推進を図るため、家庭で使用する生ごみ自家処理機器を購入・設置した市民に対し補助金を交付しています。

また、電動生ごみ処理機等からつくられた生ごみ一次生成物を市役所で回収しています。集めた生ごみ一次生成物は協力団体で完熟堆肥にし、野菜作り等に活用しています。

（令和7年4月1日現在）

| 対 象          | 補助内容<br>(1個・1台につき)     | 補助個数／申請回数 |
|--------------|------------------------|-----------|
| コンポスト・ぼかし容器  | 3,000円まで               | 一世帯1個まで   |
| 電動（手動）生ごみ処理機 | 経費の3分の1<br>上限30,000円まで | 一世帯1台まで   |

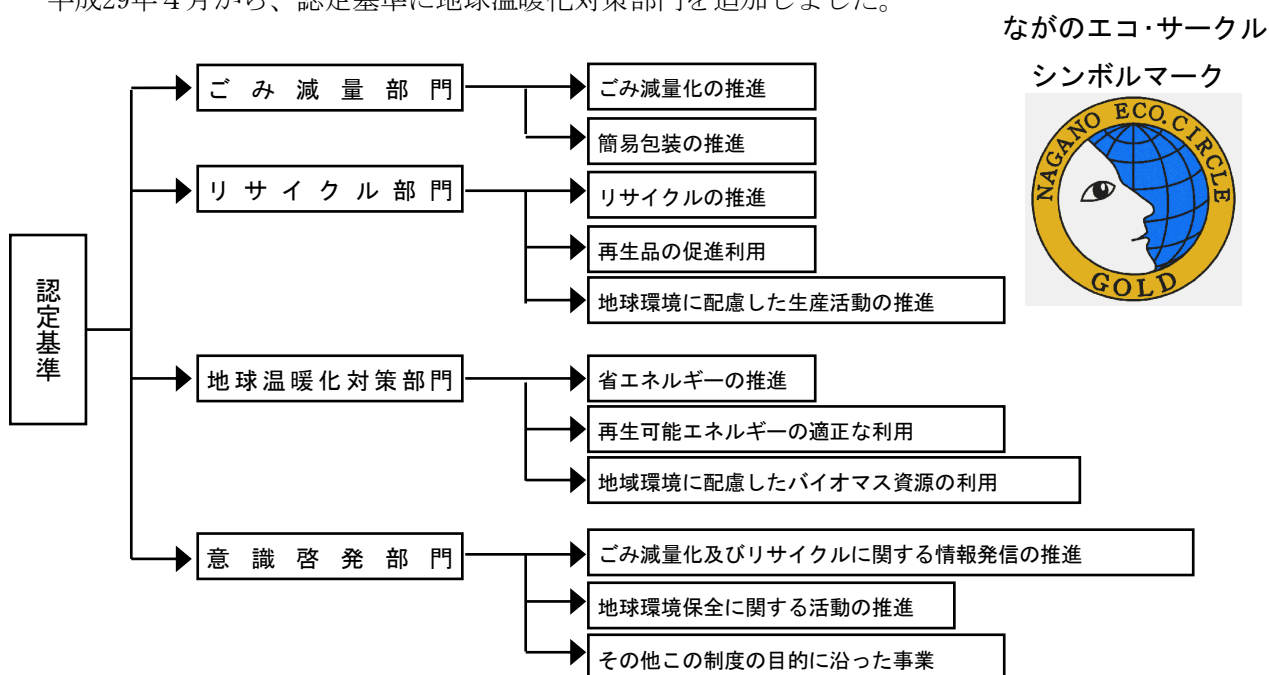
※令和元年7月から、一世帯につき各1回限りの申請とし、コンポスト・ぼかし容器の申請個数を一世帯1個までに変更しました。

### (4) 「ながのエコ・サークル」認定制度（平成9年(1997年)9月から）

ごみ減量・リサイクル・地球温暖化対策の推進により、環境保全に配慮した事業活動等に取り組む事業所を認定しています。事業所の申請に基づき、取組状況の審査後、ゴールド・シルバー・ブロンズの3段階のランクに設定し、認定証とステッカーを交付しています。

また、認定された事業所は、市が交付する認定証・ステッカーを掲示するとともに、ごみの減量やリサイクル、地球温暖化対策に取り組んでいる事業所として「ながのエコ・サークル」のシンボルマークを使用するなど、広告や印刷物などで外部にPRすることができます。この他、市のホームページ・広報等での紹介や、公共工事入札時の評価加点の対象にもなっています。

平成29年4月から、認定基準に地球温暖化対策部門を追加しました。





## (5) 多量排出事業所対策（平成10年度(1998年度)から）

特定建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律で定めるもの）の占有者、大規模小売店、その他の事業所のうち事業ごみの排出量が1日平均50kgを超えるものを対象に、「事業ごみの減量に関する計画書」の作成・届出、「廃棄物管理責任者」の選任を義務付けています。また、平成17年度(2005年度)から多量排出事業所に対して現状確認調査を行い、事業ごみの現状把握と減量に向けた具体的指導を行っています。平成27年度(2015年度)からは、中小規模排出事業者に対し、地区を限定して現状確認調査を実施しています。

## (6) 事業ごみの排出事業者責任

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、平成8年(1996年)6月から事業者自らが事業系一般廃棄物を5分別（可燃ごみ、紙類、ビン類、缶類、ペットボトル）し、処理施設へ搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可業者等に自己搬入のいずれかの方法で処理することを指導しています。令和4年(2022年)4月には「事業ごみの処理ガイド」を改訂しました。SDGsとの関連や持続可能な経済活動の理念についても紹介し、内容を充実させています。

市が一般廃棄物の収集運搬を許可した業者は176業者（令和7年(2025年)4月1日現在 し尿除く）です。近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年(2017年)4月1日付け許可をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止しました。

これらの業者に対しては、適正な収集運搬業確保のため、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターにおいて、随時、展開検査を実施し、指導しています。



ながの環境エネルギーセンターでの展開検査の様子



持ち帰りを指導した産業廃棄物（廃プラスチック）



## (7) ごみ分別強調月間（平成11年度(1999年度)から）

平成11年度(1999年度)から10月をごみ分別強調月間とし、特に啓発活動を強化する期間としています。期間中は、市職員によるごみ集積所の巡回を行い、その結果を地区の住民自治協議会に報告し分別指導の参考としていただいています。



#### (8) 生ごみ減量アドバイザー派遣制度（平成17年(2005年) 7月から）

生ごみの減量や有効活用のため、生ごみの減量・堆肥化などに関する知識や技術を持つ方を生ごみ減量アドバイザーとして登録し、地域等で開催される学習会などへ講師として派遣しています。

学習会は、環境に配慮した調理方法や生ごみ堆肥の作り方など、主催者側の要望に合わせた内容で実施します。

平成28年度(2016年度)から、段ボール箱を使用した生ごみ堆肥の作り方に関する講座で、堆肥化に必要な基材として「ピートモスともみ殻くん炭」を使用する場合には、1セット400円で、「竹チップと竹パウダー」または「ビタピー5」を使用する場合には、1セット300円であっせんを行っています。

※ 長野市生ごみ減量アドバイザー登録者数 23名（令和7年(2025年)4月1日現在）

#### (9) 食品ロス削減推進計画

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、令和5年度(2023年度)に全国で発生した食品ロスの量は、464万トンと推計されています。国民一人一日あたりに換算すると102グラム（おにぎり約1個分に近い量）の食べ物が毎日捨てられていることになります。

このような食品ロスの削減を推進するため、長野市一般廃棄物処理基本計画（令和4～8年度(2022～2026年度)）の中に、長野市食品ロス削減推進計画を新たに位置付けました。同計画において、食品ロス削減推進に関する数値目標及び施策を設定しています。

SDGsを見据え、国の食品ロス削減基本方針では平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロス量を半減させる目標を定めていることから、本市の家庭系可燃ごみに含まれる市民一人一日当たりの食品ロス量については、令和12年度(2030年度)までに平成30年度(2018年度)比で14グラム削減の23グラム／人・日とする必要があるため、同計画においては家庭系可燃ごみに含まれる市民一人一日当たりの食品ロス量を令和8年度(2026年度)までに10グラム削減するものとししました。これにより、家庭系食品ロス量は、27グラム／人・日を目指すものとします。

食品ロスは次の3つに分類されます。普段の生活の中で食品ロスが出ていないか見直してみましよう。

| 区分   | 説明                                                                      |
|------|-------------------------------------------------------------------------|
| 直接廃棄 | 入手後全て若しくはほとんど手を付けずに捨てられたもの<br>(未開封の食品、未加工の食品 など ※消費・賞味期限が過ぎているか否かは問わない) |
| 食べ残し | 調理され又は生のまま食卓にあがったが食べ残されたもの<br>(開封したけど食べなかった食品、加工したけど食べなかった食品 など)        |
| 過剰除去 | 厚くむき過ぎた野菜の皮など                                                           |

市では、食品ロス発生の更なる実態把握を行うとともに、減量するためのポイントを発信するなど食品ロス削減施策を実施していきます。具体的には、従来のフードドライブや30・10運動などの事業を引き続き実施することに加え、生活の中でいつ、どのような状況で食品ロスが発生したと感じているかを調査することで、食品ロス発生の原因を明らかにし、ライフスタイルを見つめ直していただく機会を情報発信などすることで、食品ロスを出さない生活を実践していただくよう取組みます。

## フードドライブ

| 年度       | 開催回数（回） | 提供人数・<br>団体数計 | 提供数（子ども用<br>品含む）（個） | 提供重量（kg） |
|----------|---------|---------------|---------------------|----------|
| R2(2020) | 3       | 55            | 1,450               | 277      |
| R3(2021) | 6       | 126           | 3,413               | 1,100    |
| R4(2022) | 4       | 115           | 2,938               | 671      |
| R5(2023) | 5       | 303           | 11,832              | 7,058    |
| R6(2024) | 6       | 495           | 11,818              | 1,926    |

※市または市が参画する実行委員会が主催、もしくは市が共催

あるを尽くして 残さず食べよう 30・10（さんまる・いちまる）運動（街頭啓発）

| 年度       | 開催回数（開催月）  |
|----------|------------|
| R2(2020) | 0回         |
| R3(2021) | 1回（10月 1回） |
| R4(2022) | 1回（10月 1回） |
| R5(2023) | 1回（10月 1回） |
| R6(2024) | 1回（10月 1回） |

## (10) 環境にやさしい農業地域循環モデル事業

平成29年(2017年)6月から、生ごみ減量と資源循環を目的としたモデル事業に取り組んでいます。松代地区にある国民宿舎「松代荘」の調理過程で発生する一般廃棄物（野菜くず）を同地区内の市農業研修センターで堆肥化し、その生ごみ堆肥を活用して生産した野菜を「松代荘」へ販売するほか、子どもへの食事提供や学習支援を行う「子ども食堂」へ無償提供しています。

## (11) リサイクル率

本市のリサイクル率は、令和5年度(2023年度)で26.9%であり、全国平均の19.5%と比べ、比較的高い水準にあります。なお、令和6年度(2024年度)のリサイクル率は26.3%となっています。

### リサイクル率の推移

| 年度 | 26   | 27   | 28   | 29   | 30   | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 市  | 25.8 | 25.9 | 25.3 | 25.3 | 25.7 | 27.2 | 28.9 | 28.3 | 27.4 | 26.9 | 26.3 |
| 国  | 20.6 | 20.4 | 20.3 | 20.2 | 19.9 | 19.6 | 20.0 | 19.9 | 19.6 | 19.5 | —    |

※平成25年度以降のリサイクル率には、焼却灰等の再資源化量を含む

## (12) 資源物の拠点回収「サンデーリサイクル」（平成7年(1995年)8月から）

定期収集以外に紙・缶・ビン・ペットボトルの排出機会を増やすために、毎週日曜日スーパーマーケット等の18か所で、週ごとに定められた箇所の駐車場に置いた収集車両においてこれらの資源物の回収をしています。また、蛍光灯・廃食用油（一部会場のみ）・剪定枝葉（一部会場のみ）・乾電池（充電式、ボタン・コイン型電池は対象外）についても回収し、資源化を行っています。

なお、平成27年度(2015年度)からは、2会場において、実施月を限定のうえ、使用済小型家電の回収を実施しています。

回収実績

(単位 kg)

| 年度       | 缶      | ビン      | ペット<br>ボトル | 紙       | 蛍光灯    | 廃食<br>用油 | 剪定<br>枝葉 | 小型<br>家電 | 合計      |
|----------|--------|---------|------------|---------|--------|----------|----------|----------|---------|
| 2 (2020) | 42,730 | 201,270 | 20,680     | 324,560 | 11,620 | 2,060    | 3,250    | 39,850   | 646,020 |
| 3 (2021) | 42,110 | 212,460 | 26,550     | 368,370 | 13,910 | 2,590    | 2,907    | 49,450   | 718,347 |
| 4 (2022) | 45,040 | 210,090 | 27,110     | 357,700 | 12,570 | 2,840    | 3,236    | 55,060   | 713,646 |
| 5 (2023) | 43,930 | 206,890 | 26,410     | 318,250 | 12,270 | 2,770    | 2,437    | 44,760   | 657,717 |
| 6 (2024) | 43,890 | 201,590 | 26,640     | 295,060 | 11,040 | 2,440    | 2,742    | 40,430   | 623,832 |

(13) リサイクルプラザを活用した啓発事業

リサイクルプラザは、リサイクル、ごみ、環境問題等に関して市民が気軽に集い、学び、リサイクルが実践できる啓発の場として、平成8年(1996年)4月、長野市清掃センター内にオープンしました。

平成18年度(2006年度)から指定管理者による施設運営に移行し、平成30年(2018年)3月には、同じ松岡二丁目に新たに整備された「サンマリーンながの」の隣に移転しました。

施設内には、ごみ減量・リサイクルについて学べる「情報コーナー」、「図書・DVDコーナー」、不用になった家具・自転車等の再生品を展示し希望者に提供する「リサイクル広場」が設置され、各種リサイクル体験教室・講座等が開設されています。

また、リサイクル活動を行う市民グループの活動拠点ともなっており、これらの団体が組織される「長野市リサイクル連絡会」との連携により、体験型講座「ゆめ工房21」も開催されています。更に、「ながの環境フェア」、「おさがり交換会」等の各種イベントも市民グループの参画を得ながら実施されています。

(14) 資源回収報奨金(昭和51年度(1976年度)から)

ごみの減量、再資源化を促進し、資源物の排出機会の増加を図るため、再生利用可能な資源物(古紙類、缶類、布類及びビン類)の回収を行った団体に対し、資源業者への引渡し量に応じて報奨金(6円/kg、平成19年度(2007年度)まで7円/kg)を交付しており、各団体は活動費等に有効活用しています。

なお、古紙類及び布類について、回収業者への引渡しの有償の場合(逆有償)に対応するため、古紙類の品目に応じて平成9年度(1997年度)から逆有償分を補てんする加算金の交付も行っています(平成9年度(1997年度)は全額、平成10年度(1998年度)以降は限度額を定め加算金を交付。平成29年度(2017年度)から対象品目に布類を追加)。その他、平成14・15年度(2002・2003年度)には「割増報奨金制度」、平成14～17年度(2002～2005年度)には「新規団体支援金制度」を実施しました。

(15) ごみ集積所に関する補助金(昭和56年度(1981年度)から)

ごみ集積所の衛生的機能的改善を図るため、ごみ集積所設置及び改修事業に要する経費(用地取得に要する経費等を除く)に対し、行政連絡区または住民自治協議会に補助金を交付しています。

(16) リサイクルハウス設置事業補助金(平成9年度(1997年度)から)

集団資源回収活動を活性化し、ごみの減量と再資源化を促進するため、資源物(古紙類、金属類、布類及びビン類)を一時的に保管する倉庫を設置する事業に要する経費に対し、設置した行政連絡区、住民自治協議会又は資源回収団体に補助金を交付しています。

## (17) 長野市廃棄物減量等推進審議会

本市の行政改革大綱に基づいた審議会等の統廃合により、これまでの「長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会」と、「長野市廃棄物処理審議会」が、新たに「長野市廃棄物減量等推進審議会」として平成17年(2005年度)10月に設置され、ごみの減量・再資源化、し尿処理等について調査・審議いただいています。委員は15名で、学識経験者及び民間諸団体の代表、一般市民からの公募委員(3名)で構成されています。

## 2 廃棄物の適正処理

### (1) 産業廃棄物等の適正処理

市内の令和6年度末(2024年度末)の産業廃棄物処理施設の設置状況は、中間処理施設(許可対象施設)113施設(うち処分業許可62業者)、最終処分場0施設となっています。

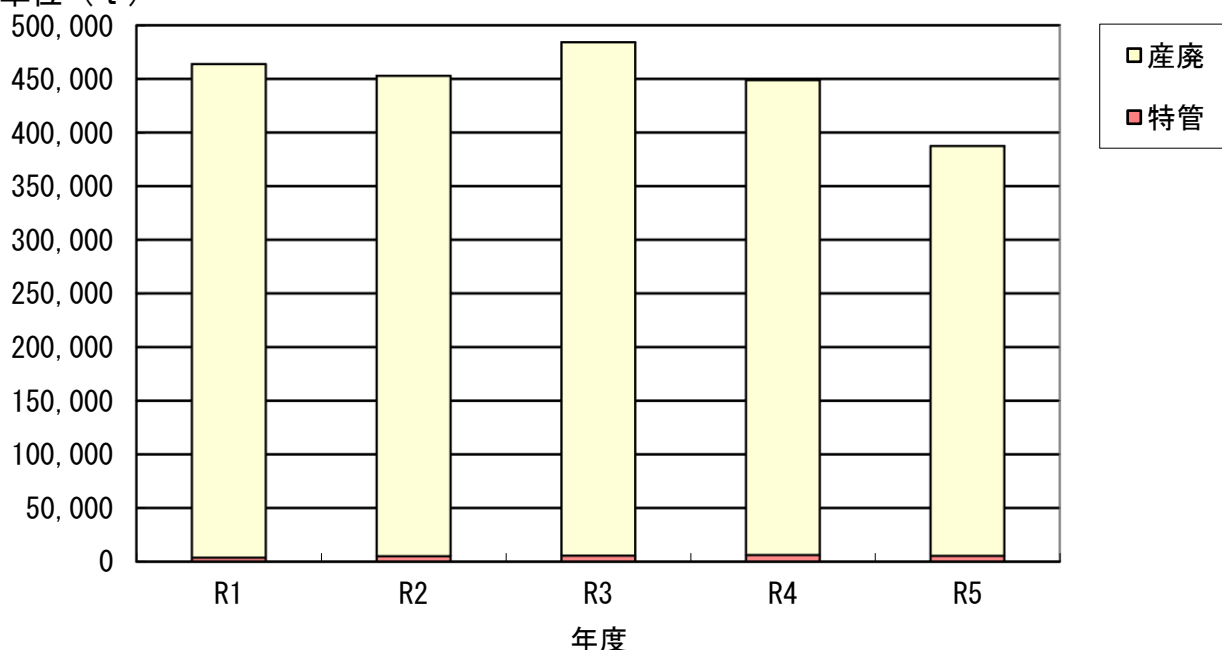
また、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、円滑な施設設置、施設運営のため、事業者と地元住民との合意形成を求めています。

#### ① 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の長野市内事業所からの排出量の推移

長野市内の事業所における産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の排出量は、令和5年度(2023年度)は令和4年度(2022年度)と比較すると約13.7%減少しています。

●産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の長野市内事業所からの排出量推移(管理票交付等状況報告書・電子マニフェスト集計結果報告に基づく)

単位 (t)



(単位: t)

| 項 目       | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 産 業 廃 棄 物 | 460,166 | 447,915 | 478,619 | 442,718 | 382,123 |
| 特別管理産業廃棄物 | 3,609   | 4,995   | 5,557   | 6,101   | 5,279   |
| 合 計       | 463,775 | 452,910 | 484,176 | 448,819 | 387,402 |

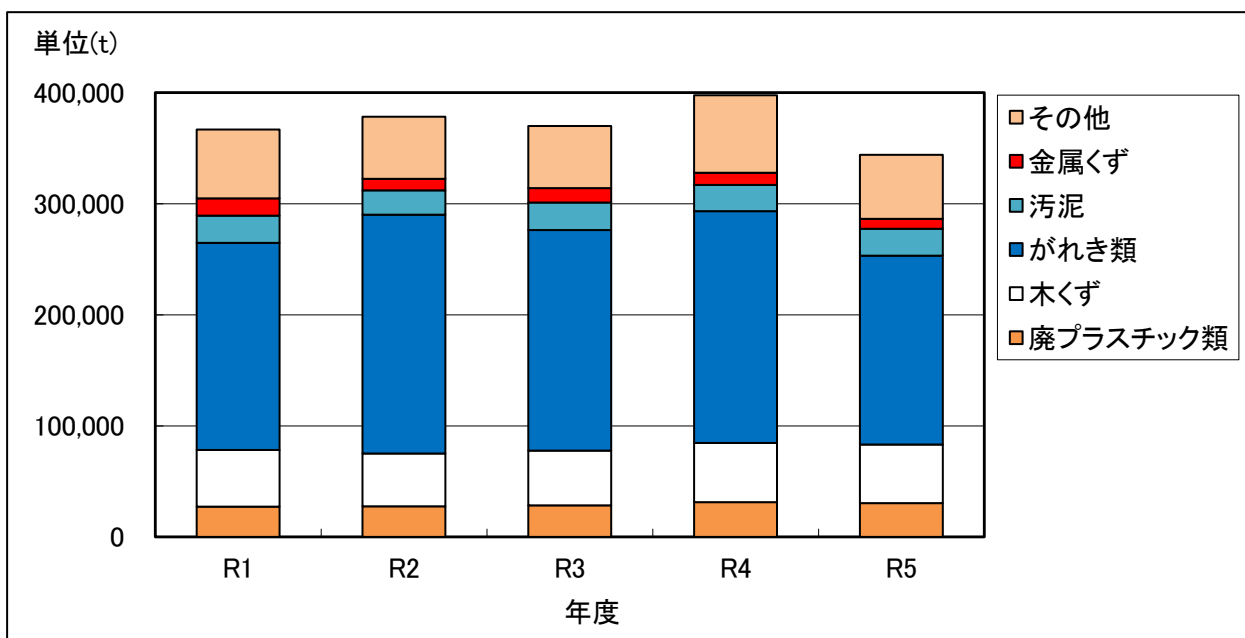
## ②長野市処分業許可業者による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物含む。）処理量の推移

過去5年間の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物含む。）の処理量は、廃棄物の種類によって増減の傾向が異なっており、令和5年度は令和4年度と比較すると、がれき類をはじめとして全体的に減少しています。

### ●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）の処理量

（単位：t）

|      |           | 令和元年度      | 令和2年度      | 令和3年度      | 令和4年度      | 令和5年度      |
|------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 中間処理 | 産業廃棄物     | 366,854.98 | 378,324.15 | 369,895.52 | 397,742.62 | 344,041.94 |
|      | 特別管理産業廃棄物 | 18,426.02  | 17,120.17  | 19,769.52  | 17,855.12  | 15,066.21  |
| 埋立処分 | 産業廃棄物     | 0.00       | 0.00       | 0.00       | 0.00       | 0.00       |
| 合 計  |           | 385,281.00 | 395,444.32 | 389,665.04 | 415,597.74 | 359,108.15 |
| 内訳   | 市 内       | 225,037.46 | 240,906.38 | 219,177.54 | 222,598.71 | 188,783.42 |
|      | 市外搬入分     | 160,243.54 | 154,537.94 | 170,487.50 | 192,999.03 | 170,324.73 |



## ③多量排出事業者・準多量排出事業者

廃棄物処理法では、前年度に産業廃棄物を1,000トン以上、又は特別管理産業廃棄物を50トン以上排出した事業者は「多量排出事業者」に、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例では、前年度に産業廃棄物500トン以上1,000トン未満を排出した事業者は「準多量排出事業者」とされ、産業廃棄物の減量、その他処理に係る計画の策定と翌年度実施状況を報告することとなっています。

なお、この計画及び報告の内容については長野市ホームページにおいて一年間公表します。

## ④廃棄物処理業者及び排出事業者に対する指導

廃棄物処理業（収集運搬業及び処分業）並びに廃棄物処理施設設置に関する許可申請等などに対し、適正な廃棄物処理及び事業運営が行えるかを審査し、許可等の可否を決定しています。

また、廃棄物の適正な処理が行われるよう廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査を計画的に実施し、法令に定める基準等に不適合の事項がある場合は、改善を指導（行政指導）しています。

行政指導によっても改善される見込みがない場合、又は周辺環境への影響が重大な違反行為の場合は、速やかに法に基づく命令や許可の取消し（行政処分）を行っています。

なお、令和6年度(2024年度)の行政処分の実施はありませんでした。

また、必要と認める場合は、警察への告発を行う等関係機関との連携を図り、廃棄物の適正処理の確保に努めています。

#### ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体など幅広い用途に使用されていましたが、人体や環境への毒性があり社会問題になりました。

平成13年(2001年)には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物特措法)」が制定され、PCB廃棄物を所有する事業者等には、保管状況の届出や一定期間内に適正処分することが義務付けられました。

また、平成28年度(2016年度)にはPCB廃棄物特措法が一部改正(平成28年8月1日施行)され、PCB廃棄物の期限内処分の確実な達成のため、高濃度PCB使用製品の廃棄義務、代執行等の規定が新たに追加されました。

本市では、未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を把握するため、市内の電気工作物設置事業所等に対し、掘り起こし調査を実施してきました。

このうち高濃度PCB廃棄物は、PCB廃棄物特措法の規定に基づき、令和5年(2023年)3月31日に処分期間が終了しました。

また、低濃度PCB廃棄物の処分期限は、令和9年(2027年)3月31日と定められていることから、市ホームページ及び広報ながのを活用し、期限内処理達成に向けた周知啓発を行っています。

#### ⑥ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は人体や環境に重大な影響を及ぼすおそれがある物質として、その発生が大きな問題となっています。

本市では、立入検査の一環として廃棄物処理施設周辺地域への影響を調査し、安全を確認することにより周辺住民の不安を解消するため、ダイオキシン類の測定を行っています。

令和6年度(2024年度)は、廃棄物焼却施設の排ガス(2か所)・燃えがら(1か所)・ばいじん(2か所)及び廃棄物処理施設等周辺(7か所)の水質について、ダイオキシン類濃度を測定した結果、いずれも基準値を下回っていました。

### (2) 不法投棄の防止

#### ①信濃川を守る協議会

昭和46年(1971年)9月、長野県内4市(長野市・松本市・上田市・佐久市)、新潟県内5市で、信濃川水系の水質浄化などを目的として「信濃川を守る協議会」が結成され、平成30年(2018年)4月現在、長野県内41市町村、新潟県内13市町村の計54市町村が加入しています。

協議会では信濃川水系における緊急時の連絡調整を図るとともに水質調査や年2回の河川パトロールを通じて水辺環境の美化啓発を行うなど、身近な水辺環境を良好に保全するための活動に取り組んでいます。

ここ5年の河川パトロールの結果を見ると、ごみの回収量は減少傾向にあります。回収物の種類として、空き缶やペットボトル、家庭ごみが多くを占めているほか、近年問題視されているビニール類やプラスチックごみが目立ちます。

## ②不法投棄パトロールの実施（平成9年度(1997年度)から）

不法投棄の防止の啓発を行うため、職員による週1回のパトロールを実施しており、広報車による啓発活動と発見した不法投棄廃棄物の回収を行っています。さらに民間委託によるパトロール（平成14年度(2002年度)から）・回収業務（平成16年度(2004年度)から）の実施、不法投棄監視カメラの導入（平成21年度(2009年度)から）、不法投棄対策チームの設置（地域グリーンニューディール基金事業（県基金設置、平成21～23年度(2009～2011年度)）を活用し、平成21年度(2009年度)から平成23年度(2011年度)まで実施）など対策を強化しています。

## (3) ごみ処理施設等の計画的な整備

### ①資源再生センター

可燃ごみを除く市内のごみは、資源再生センターに集められ、種類にしたがって一時保管・中間処理などがなされます。

旧清掃センター焼却施設は、平成30年(2018年)10月16日で可燃ごみの受入れを終了し、ピット内の全ての可燃ごみを焼却して、同年10月29日に焼却炉の運転を終了しました。また、施設を解体し、跡地にストックヤードを整備するための工事を令和元年度(2019年度)から2か年計画で実施しました。

平成8年度(1996年度)稼働の資源化施設及び平成16年度稼働のプラスチック製容器包装圧縮梱包施設は、主要部分の基幹整備工事のほか、各機器の定期点検整備により安定した処理を行っています。

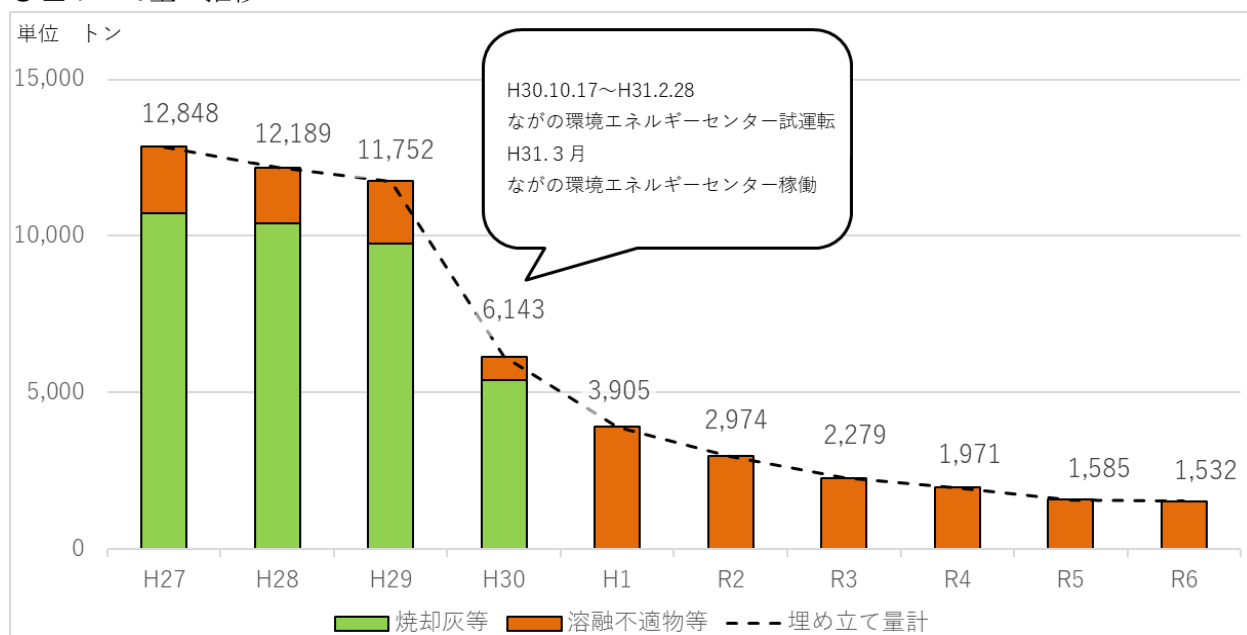
長野広域連合が整備した「ながの環境エネルギーセンター」は、平成30年(2018年)10月17日から試運転として市内の可燃ごみの受入れを開始し、平成31年(2019年)3月1日から本稼働しています。また、「ちくま環境エネルギーセンター」については、令和3年(2021年)12月1日から試運転として市南部の一部で行政収集した可燃ごみ、千曲市及び坂城町の可燃ごみの受入れを開始し、令和4年(2022年)6月1日から本稼働しています。

### ②最終処分場

平成25年(2013年)3月で埋め立てが終了した天狗沢最終処分場については、平成29年(2017年)1月27日付けで埋立終了届を提出し、同日付けで受理されました。今後は処分場排水の水質が安定するまで引き続き適切な水処理を行い、環境への影響がないよう努めていきます。

長野広域連合が整備した「長野広域連合一般廃棄物最終処分場」（エコパーク須坂）は、令和3年(2021年)2月8日から稼働しています。

### ●埋め立て量の推移



## 3 プラスチックスマートの推進

プラスチックごみが世界的に大きな問題となる中、令和2年(2020年度)7月にレジ袋が有料化されたほか、令和4年(2022年度)4月には「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行され、改めてプラスチックと賢く付き合うことが求められています。

まずは使い捨てプラスチックを削減する取組を、市民・事業者・行政が一体となって進め、その取組をプラスチックごみ全体の削減につなげていきます。

### 第五次長野市総合計画後期基本計画アンケート指標

| 指標                                                 | 現状値<br>R3 | R4    | R5    | R6   | R7 | R8 |
|----------------------------------------------------|-----------|-------|-------|------|----|----|
| マイボトルを携帯したり、ストローやスプーンをもらわないなど使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいる | 76%       | 77.5% | 75.5% | 76.8 |    |    |



### 第3章 豊かな自然環境の保全

#### 1 生物多様性の確保と森林・農地の保全と活用

##### (1) 飯綱高原の豊かな自然復元

###### ①飯綱高原の豊かな自然復元基本調査

市北西部に位置する飯綱高原は、市街地から約9km、標高約900～1,100mの緩やかな起伏を持つ高原状の地形で、大座法師池をはじめ10余の池沼が点在し、すぐれた景観と豊かな自然が残存する高原として高く評価されていることから、飯綱高原の保全と豊かな自然を復元するため、次の調査を行いました。

この調査は、従来の施策で欠如していた科学的な知見に基づき、自然の生態系を踏まえ、現況調査の結果から保全対象を明らかにするものであり、より豊かな自然景観の創出と自然環境の保全・復元に役立てていきます。

###### [調査の概要]

○調査期間 平成元年度～4年度

○調査範囲 飯縄山頂（1,917m）からおおむね標高900mまで  
面積 約2,500ha

###### ○調査項目

###### A 学術調査

- ・自然環境（気象、地形、地質、陸水、動植物、景観）
- ・社会環境（人口、土地利用状況、交通量、住民意向等）

###### B 復元施策調査

- ・保全対象の選定（保全上重要な地域、保全上着目すべき種）
- ・保全・復元施策（飯綱高原全体の保全、景観の保全）

###### ②実験林事業

飯綱高原の自然を保全・復元していくため、平成元年度から実験林を設置して、有識者の指導のもと、森林の管理方法の実験や生育状況を観察しています。この実験林には、カラマツ、ドイツトウヒ、アカマツなどの針葉樹林と、シラカバ、ミズナラ、ハンノキなどの広葉樹林があり、飯綱高原の将来の望ましい森林のあり方を知るために、6区域・10プロットに分類して、森林育成の実験を行っています。

また、飯綱高原森林博物館として一般公開しており、市民の散策や環境学習の場として活用するため、遊歩道の整備を行っています。

平成29年3月に、実験・観察報告書が提出されたことから、地元住民や有識者を対象としたワークショップを開催し、管理活用方法について検討しました。平成30年度は、ワークショップでの提案に基づき、隣接する大谷地湿原と一体的に活用することを目指した計画を作成しました。

令和元年東日本台風により被害を受けたドイツトウヒ林については一部を除き伐採除去し、跡地は自然更新による回復を図っています。令和5年7月、日本たばこ産業株式会社長野支社と森林の里親契約を締結し、協働で保全活動を進めています。

### ③大谷地湿原保全・再生事業

飯綱高原の大谷地湿原は、かつてリュウキンカなど多様な湿性植物が広い範囲で生育する湿原でしたが、ヨシの被圧などによる乾燥化や森林化が進んでいることから、平成26年度から復元に向けた実験・調査を行いました。平成29年には実験・調査結果に基づいたヨシの刈り払い等の保全活動を行い、平成30年度には、さらに地元関係団体などと協働して保全活動を行うことができました。令和元年度は、業務委託により保全活動を行いました。令和2年度から令和6年度まで、連携協定を活用し、長野工業高等専門学校に委託して大谷地湿原保全管理の手法について調査研究を行いました。調査結果をもとに、適切な管理手法について施設所管課と検討を進めていきます。

### ④奥裾花自然園保全・再生事業

奥裾花自然園では、ヨシの繁茂が原因とみられる環境の変化により、園内の湿原が減少しつつあるため、令和5年度から長野工業高等専門学校に委託して、今後の管理方針を策定するための基礎資料となるデータ取得を目的とした調査研究を行っています。また、令和5年7月、株式会社長野ダイハツモータース、鬼無里ブナの森を育てる会、長野県と生物多様性保全パートナーシップ協定を締結し、協働で保全活動を進めています。

## (2) 自然環境保全の地域

優れた自然を保護・保全し、適正な利用を図るため、自然公園法、長野県自然環境保全条例及び長野市自然環境保全条例により、次の地域が指定され、その保護・保全を図っています。

### ① 自然公園〔自然公園法〕

自然公園には、日本を代表する傑出した自然風景地を国が保護管理する国立公園、国が指定し都道府県が管理する国定公園、都道府県が指定する県立自然公園があります。平成27年3月に「上信越高原国立公園」から一部分離独立し、32番目の国立公園として、本市を含む2県6市町村にまたがった「妙高戸隠連山国立公園」が誕生しました。市内では飯縄山から戸隠山にかけての山麓一帯がその特別地域に指定されています。平成28年7月には、同国立公園の官民の協働型管理運営を目指し、関係者による連絡協議会が設立しました。以降、保全・活用のため、管理運営、ホームページやFacebookでの情報発信等を行っています。

また、大岡地区の聖山一帯が聖山高原県立自然公園に指定されています。

国立公園特別地域内において工作物の新築や木竹の伐採等を行う場合は、環境大臣若しくは知事への許可申請または届出が必要になります。また、公園計画に基づく公園事業についても、承認若しくは認可が必要になります。

#### ◇妙高戸隠連山国立公園

指定年月日 平成27年3月27日

全体区域面積 39,772 ha

#### ◇聖山高原県立自然公園

指定年月日 昭和40年7月8日

全体区域面積 2,128 ha

## ②自然環境保全地域〔長野県自然環境保全条例〕

自然環境保全地域は、地形若しくは地質が特異であって、動植物を含む自然環境がすぐれている地域を保全するために、国又は県が指定します。市内では、飯綱高原にある逆谷地湿原が県の自然環境保全地域に指定されています。

この地域の特別地区内において工作物の建設や土地の形質変更等を行う場合は知事の許可、普通地区内において同様の行為を行う場合は知事への届出がそれぞれ必要になります。

なお、特別地区内は野生動植物保護地区にも指定されており、野生動植物の捕獲や採取等が禁止されています。

### ◇逆谷地湿原

|       |              |
|-------|--------------|
| 指定年月日 | 平成12年 3 月21日 |
| 位 置   | 長野市及び飯綱町     |
| 面 積   | 7.56ha       |

## ③郷土環境保全地域〔長野県自然環境保全条例〕

郷土環境保全地域は県が指定するもので、郷土的又は歴史的な特色のある区域や熟成した自然環境を形成しているということで、市内では次の2区域が指定されています。

この地域内において工作物の建設や土地の形質変更等を行う場合は、知事への届出が必要になります。

### ◇旭山（市街地周辺の森林）

|       |              |
|-------|--------------|
| 指定年月日 | 昭和54年10月 1 日 |
| 位 置   | 長野市旭山        |
| 面 積   | 66.31ha      |

### ◇川柳将軍塚（郷土的・歴史的地域）

|       |              |
|-------|--------------|
| 指定年月日 | 昭和55年 3 月31日 |
| 位 置   | 長野市篠ノ井       |
| 面 積   | 34.80ha      |

## ④大規模開発調整地域〔長野県自然環境保全条例〕

良好な自然環境を維持し、自然環境に及ぼす影響を最小限にとどめるため、国立公園などを除いた市内全域が指定されています。

この地域内において、工作物やゴルフ場の建設等を行う場合は、知事への届出が必要になります。

なお、届出に際し、事業者、県、関係市町村と協議した上、自然保護協定を締結しています。

また、一定規模以上の開発については、事前に自然環境影響調査の実施が必要になります。

## ⑤飯綱高原〔長野市自然環境保全条例〕

良好な自然環境を保全するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、豊かな自然との共生を図ることを目的として、平成15年6月に長野市自然環境保全条例を制定しました。

また、長野市自然環境保全条例に基づき、特に自然環境がすぐれている地域や野生動植物の生息地等自然環境の保全が必要な地域として、飯綱高原（おおむね標高 900～1,100mの飯綱高原一帯）を自然環境保全地域に指定しています。

この地域内において建築物などの工作物の建設や土地の形状変更等を行う場合は、市長の許可が必要になります。

◇飯綱高原自然環境保全地域

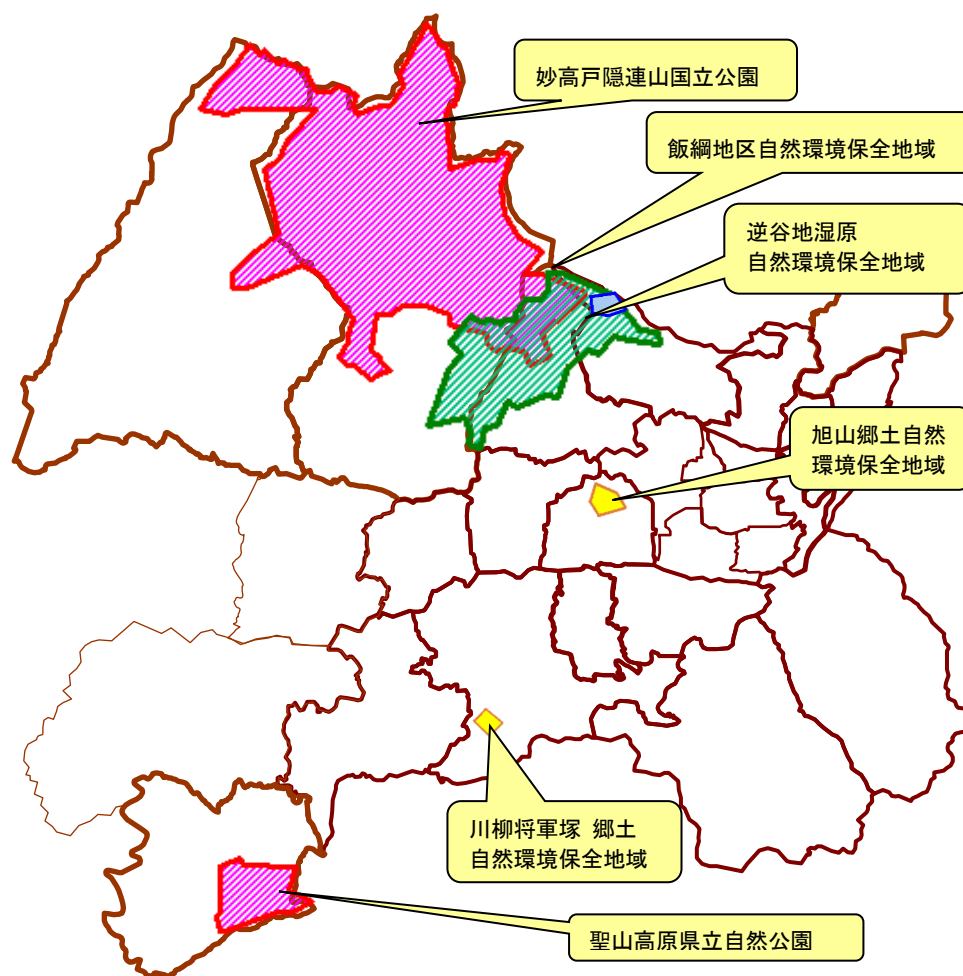
指定年月日 平成15年9月1日

面積 1,380.60 ha

●自然環境保全地域内行為許可申請件数

| 年度<br>行為の種類 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 工作物の新築等     | 7   | 10  | 12  | 6   | 3  | 5  | 10 | 21 | 6  | 6  |
| 土地の形質変更     | 2   | 1   | 1   |     |    | 2  | 1  | 1  | 1  | 3  |
| 土石の採取       |     |     | 1   |     |    | 1  |    |    | 1  |    |
| 木竹の伐採       | 2   | 1   | 1   | 1   |    | 3  | 5  | 2  | 3  | 6  |
| 井戸の掘削       |     |     |     |     | 1  |    |    |    |    |    |
| 排水放流・地下浸透   | 2   | 2   |     | 1   | 5  | 4  | 3  | 5  |    |    |
| 合 計         | 13  | 14  | 15  | 8   | 9  | 15 | 19 | 29 | 11 | 15 |

●自然環境保全の地域



※ 国立公園や各環境保全地域等において、動植物の保護や事故の防止等に関する利用者への指導、適切な情報の収集及び自然環境の保全のため、自然公園指導員や県自然保護レンジャーが活動を行っています。また、市内全域では自然環境保全に関する情報の提供や普及啓発を推進するため、長野市自然環境保全推進委員が活動を行っています。

### (3) 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会

平成 27 年 3 月に 32 番目の国立公園として、本市を含む 6 市町村にまたがった「妙高戸隠連山国立公園」が誕生しました。平成 28 年 7 月に、同国立公園の協働型管理運営を目指すため、国、長野、新潟の両県と長野市を含む 6 市町村、観光協会、民間事業者などで連絡協議会を設立しました。協議会において、意見交換を重ね、令和 3 年度から「あまとみトレイル」の運用を開始しました。令和 4 年度以降も同国立公園の保全・活用・情報発信について関係団体との協議を継続しています。

### (4) 環境に与える影響評価（調査）等

開発行為が環境に与える影響について事前に評価（調査）し、貴重な動植物の保護や水・大気などの環境保全を図り、環境に配慮した事業に誘導するための制度として、環境影響評価法、長野県環境影響評価条例及び長野市自然環境保全条例があり、対象事業として該当する場合にはそれぞれ手続きを行う必要があります。

また、ゴルフ場については、長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱による総量規制等、ゴルフ場農薬については、農薬取締法や県のゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱による排出水の農薬濃度の測定等をそれぞれ行う必要があります。

### (5) 野生鳥獣の保護

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づき鳥獣保護区及び特別保護地区が指定されています。

鳥獣保護区では狩猟が禁止されており、市内では 6 か所指定されています。

特別保護地区では一定の開発行為が規制されており、市内では戸隠山鳥獣保護区内に 1 か所（面積187ha）指定されています。

| 鳥 獣 保 護 区 | 面積（単位：ha） | 備考              |
|-----------|-----------|-----------------|
| 大峰山鳥獣保護区  | 111       |                 |
| 聖山鳥獣保護区   | 1,674     |                 |
| 戸隠鳥獣保護区   | 531       |                 |
| 戸隠山鳥獣保護区  | 4,582     | 信濃町(面積967ha)を含む |
| 奥裾花鳥獣保護区  | 3,315     |                 |
| 奥裾花峡鳥獣保護区 | 2,200     |                 |

### (6) 天然記念物の指定

天然記念物には、動物、植物、地質鉱物の 3 種類があり、学術上価値の高いものとして、それぞれ国・県・市が指定しています。

市内では、国指定 1 件、県指定16件、市指定70件の計87件が指定されています。

## (7) 自然環境保全施策 「大切にしたい長野市の自然」発行

生物多様性の確保及び希少野生生物の保護を図るため、市内の希少動植物などの分布状況を含め環境資源について掲載した「大切にしたい長野市の自然」を発行しています。学術的価値が高い種については、国や県のレッドデータブックに掲載されているため、「かつて身近で普通に見られたのに、今ではなかなか見ることができなくなった」動植物を中心に掲載しています。また、希少動植物だけを掲載するのではなく「人々の生活と関わってきた生きもの」、「地形・地質」、代表的な「湧水」や特色ある「地域」も併せて掲載しています。『本編』よりひと回り小さく携帯しやすい『フィールド版』も作成し、一般の方の自然散策時にも使いやすくしたことで普及を図っています。

また、平成17年と平成22年に計6町村と合併したことにより豊かな自然環境を引き継いだため、本編の内容を見直した「改訂版」を作成し、『本編』『フィールド版』ともに、平成25年3月に発刊しました。

なお、「大切にしたい長野市の自然」は、自然環境の保全を図るための基礎資料として施策に生かし、自然との共生について学ぶ環境学習等の機会に活用しています。

## 2 身近な緑の保全と創出

市街地における緑化の推進については、「緑の創出」、「緑の保全」、「緑育の推進」の3つの基本方針のもと、住民と一体となった質の高い緑化を目指し、うるおいと安らぎのある緑豊かなまちづくりを積極的に進めています。

### (1) 緑化事業の推進

#### ① 事業所緑化

「長野市緑を豊かにする条例」に基づき、一定規模以上の事業所などの新築等を行う場合には、緑化を義務付けしています。

#### ② 保存樹木等指定

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「長野市緑を豊かにする条例」に基づき、まちのシンボルとなる樹木または樹林を指定し、その管理費等に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。

#### ③ ながの花と緑大賞

優れた緑化活動を行う個人・団体・企業等を顕彰し、市民の緑化意識の高揚と緑化推進を図ります。

### (2) 公園・緑地等の整備

「長野市緑を豊かにする条例」に基づき整備している都市公園は、令和6年度末までに208カ所、295.56haとなっています。これに各地区に設置している遊園地など都市公園に準ずるものを加えると、公園・緑地の総数は727カ所、面積332.24haで、市民一人当たりでは9.21㎡となります。

公園整備に当たっては、都市計画区域を中心に地区ごとの公園配置バランスを考慮し、時代の要請や利用者のニーズに合わせた公園づくりを進めています。

また、都市の自然環境の保全・回復のため、長野の気候・風土に適した郷土樹種を主体に、公園・緑地内の緑化を行い、緑の量と質の向上を図っています。

### (3) 緑の維持・管理の推進（公園愛護会・街路樹愛護会の活動奨励制度）

公園・緑地・街路樹等の適正な維持管理を行うために、地域住民等による公園愛護会・街路樹愛護会の設立を促進し、その活動に対して報奨金を交付しています。

## 3 良好な水辺とまちなみの保全と創出

### (1) 健全な水環境の確保

長野市公害防止条例では、地下水保全と地盤沈下防止の観点から、工場や事業所などの産業活動のために揚水設備により地下水を採取する場合、揚水設備設置の届出と毎年の地下水揚水量の報告を求めています。

令和6年度末現在、揚水設備設置井戸は416本、地下水揚水量は、年間約4,054万 $\text{m}^3$ 、日平均約111,000 $\text{m}^3$ でした。

令和6年度の地下水揚水量は、過去5年間の平均レベルで、特別な理由による揚水量の増減はありませんでした。

揚水設備設置井戸数を目的別でみると、33.2%が工業用水として設置されています。また地下水揚水量を用途別に見ると、上水道として53.0%、工業用水として27.6%で、採取量全体のおよそ80.6%を占めています。

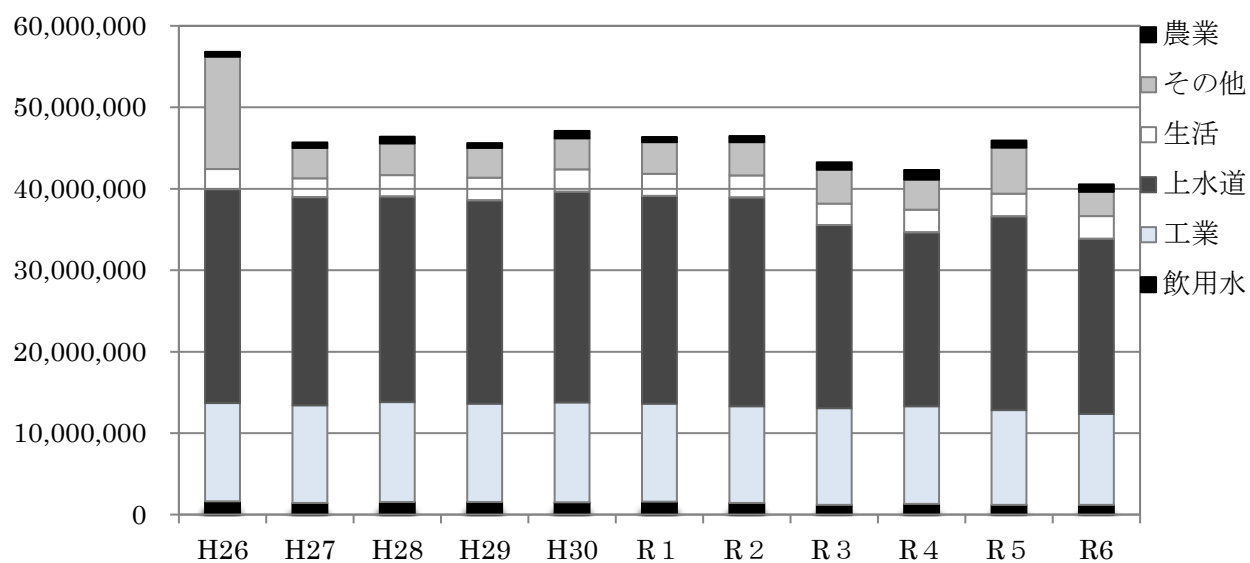


●年度別地下水揚水量

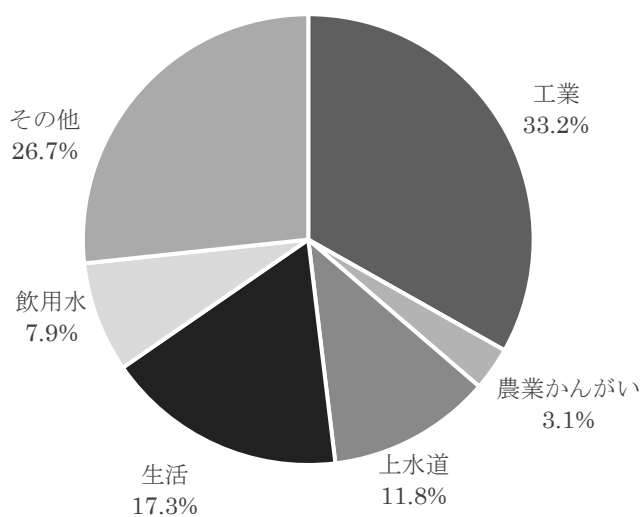
日平均揚水

揚水量

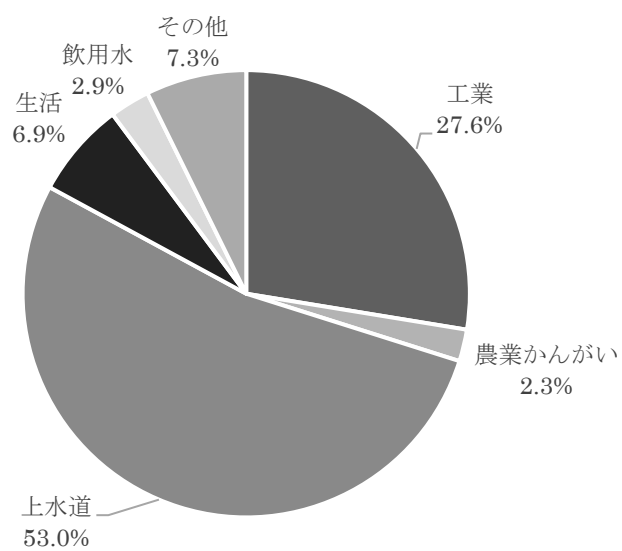
( $\text{m}^3/\text{年}$ )



●目的別揚水設備設置割合



●用途別地下水採取量割合



## 第4章 良好な生活環境の保全

### 1 環境汚染対策

#### (1) 大気環境の保全

##### ①大気の常時監視

市では、一般環境大気測定局を3局、主要な道路端に自動車排出ガス測定局を1局配置し、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化炭素、窒素酸化物、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)及び風向・風速の常時監視を行っています。

各局の測定結果は、大気汚染の状況を迅速に把握するため、オンラインシステムにより市環境保全温暖化対策課で集中管理し、さらに、広域的な汚染状況の把握のため、長野県の監視システムともオンライン化しています。

令和5年度の環境基準適合状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM2.5)の測定を実施している全ての測定局で環境基準を達成しました。

なお、光化学オキシダントは、全ての測定局で春季から夏季にかけて基準値を超えた時間帯が生じましたが、高濃度緊急時の対策として注意報や警報を発令するレベルには至りませんでした。

#### ●大気汚染に係る環境基準と基準達成状況

| 項目と基準      |     | 二酸化硫黄                                    |           | 二酸化窒素                                   | 光化学オキシダント         | 一酸化炭素                                  |           | 浮遊粒子状物質(SPM)                                                                   |           | 微小粒子状物質(PM2.5)                                                       |          |
|------------|-----|------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------|-------------------|----------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------|----------|
|            |     | 日平均値<br>0.04ppm以下<br>かつ1時間値<br>が0.1ppm以下 |           | 日平均値<br>0.04～0.06ppm<br>のゾーン内又は<br>それ以下 | 1時間値<br>0.06ppm以下 | 日平均値10ppm<br>以下かつ8時間<br>平均値20ppm<br>以下 |           | 日平均値<br>0.10 mg / m <sup>3</sup><br>以下かつ1時<br>間値0.20 mg /<br>m <sup>3</sup> 以下 |           | 年平均値<br>15 μg/m <sup>3</sup> 以下<br>かつ日平均値<br>35 μg/m <sup>3</sup> 以下 |          |
| 評価方法       |     | 長期的<br>評価                                | 短期的<br>評価 | 長期的<br>評価                               | 短期的<br>評価         | 長期的<br>評価                              | 短期的<br>評価 | 長期的<br>評価                                                                      | 短期的<br>評価 | 長期<br>基準                                                             | 短期<br>基準 |
| 一般環境大気測定局  | 吉田  | ○                                        | ○         | ○                                       | ×                 |                                        |           | ○                                                                              | ○         | ○                                                                    | ○        |
|            | 篠ノ井 | ○                                        | ○         | △<br>※1                                 | ×                 |                                        |           | ○                                                                              | ○         | ○                                                                    | ○        |
|            | 豊野  |                                          |           |                                         | ×                 |                                        |           |                                                                                |           | ○                                                                    | ○        |
| 自動車排出ガス測定局 | 小島田 |                                          |           | ○                                       |                   | ○                                      | ○         | ○                                                                              | ○         | ○                                                                    | ○        |

(備考) ○：適合    ×：不適合    △：評価対象外

※1 測定時間が6,000時間(250日)に満たないため、評価対象外。

## ②有害大気汚染物質等

令和6年度は、昨年度に引き続き、有害大気汚染物質等の21物質（環境基準・指針値が定められた15物質＋環境省が定めた優先取組物質から6物質）について、吉田大気測定局と篠ノ井大気測定局の2か所で測定しました。

また、大気中のアスベストは、吉田大気測定局と小島田大気測定局の2か所とその周辺部の合計4か所で測定しました。

いずれの項目も環境基準または指針値を下回り、過去の調査結果と比較して、大きな変動は見られませんでした。

## ③大気汚染防止法の届出と立入状況

大気汚染防止法では工場や事業場から排出されるばい煙や粉じんによる汚染を防止し、良好な大気環境を確保するため、法で定める施設を設置する事業場からの届出を義務付け、規制しています。

令和6年度末現在の市内のばい煙発生施設は261事業場・610施設です。また、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設への立入検査件数は5件で、文書による措置等はありませんでした。

### ●ばい煙施設設置状況

| 施設の種類   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ボイラー    | 448   | 442   | 386   | 396   | 394   |
| 金属溶解炉   | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    |
| 熱処理加熱炉  | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 乾燥炉     | 6     | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 廃棄物焼却炉  | 11    | 11    | 12    | 12    | 13    |
| ガスタービン  | 48    | 48    | 48    | 50    | 51    |
| ディーゼル機関 | 115   | 116   | 119   | 124   | 123   |
| ガス機関    | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     |
| 施設合計    | 653   | 646   | 594   | 611   | 610   |
| 事業場数    | 273   | 274   | 258   | 265   | 261   |

## ④特定粉じん排出等作業の届出と立入状況

大気汚染防止法では、特定粉じんを発生させる作業（アスベストの除去作業など）を行う者に、事前の届出を義務付けています。令和6年度は16件の届出があり、令和6年度中に作業が行われた15件に対して立入検査を行いました。立入検査の際には、法で定める作業基準の遵守の確認および指導を行っています。

## ⑤ダイオキシン類

令和6年度に、市では大気6か所（一般環境2か所、固定発生源周辺4か所）、水質4か所（うち1か所は地下水）、底質3か所、土壌5か所（一般環境4か所、固定発生源周辺1か所）でダイオキシン類の測定を行い、全ての地点で環境基準を達成しました。

ダイオキシン類対策特別措置法では、一定規模以上の廃棄物焼却炉などが届出の対象になっており、届出による施設設置状況は下表のとおりとなっています。

また、ダイオキシン類は主に焼却施設から発生するため、市では事業者等が設置している焼却炉について、規制基準、構造基準等の遵守を指導しています。

●ダイオキシン類特別措置法に基づく施設設置状況※

|          |                       |      | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-----------------------|------|-------|-------|
| 大気基準適用施設 | 廃棄物焼却炉                | 施設数  | 14    | 14    |
|          |                       | 事業場数 | 9     | 9     |
| 水質基準適用施設 | 廃棄物焼却炉に係る<br>廃ガス洗浄施設等 | 施設数  | 10    | 10    |
|          |                       | 事業場数 | 5     | 5     |
|          | 下水道終末処理場              | 施設数  | 3     | 3     |
|          |                       | 事業場数 | 3     | 3     |

※休止中、未稼働の事業場、施設を含みます。

## (2) 水環境の保全

### ①水質測定計画による測定

市では、長野市環境測定計画を策定し、市内の河川・湖沼・地下水の水質測定を行っています。

●水質測定状況

| 種別  |                 | 地点数                     | 測定回数(回/年) |
|-----|-----------------|-------------------------|-----------|
| 河川  | 環境基準点           | 2 地点(裾花川[相生橋]、鳥居川[鳥居橋]) | 12回       |
|     | 環境補助地点          | 1 地点(裾花川[参宮橋])          | 12回       |
|     | 中小河川            | 15地点(定点13地点、準点2 地点)     | 4 回       |
| 湖沼等 | 環境基準点           | 1 地点(大座法師池[流出])         | 12回       |
|     | 湖沼・農業用<br>かんがい池 | 7 地点                    | 2 回       |
| 地下水 | 概況調査            | 8 地点                    | 2 回       |
|     | 継続監視調査          | 8 地点                    | 1 回       |

市内ではこのほかに、犀川（小市橋）を環境基準点、千曲川（屋島橋）を測定補助地点として、国の機関が測定しています。

### ②測定結果及び環境基準達成状況

長野市環境測定計画に基づき、公共用水域（河川・湖沼）と地下水の水質測定を行っています。令和6年度は、河川の環境基準点の裾花川（相生橋）においてpHの基準超過がありました。また、鳥居川においてBOD・SS・大腸菌数の基準超過がありました。基準超過は降雨の影響を受けていると考えられます。中小河川の定点13地点は公共下水道などの普及が進み汚濁状況は横ばい又は改善傾向にあります。

湖沼の環境基準点1地点の大座法師池、農業用かんがい池の7地点の調査では、良好な水質の地点と閉鎖性水域のためCODなど水質の悪化が見られる湖沼がありました。

地下水汚染を監視する概況調査8地点の調査では、環境基準値の超過はありませんでした。過去に有機塩素系化合物や重金属類による環境基準の超過があった地点については、継続的に水質を監視しています。また、川合新田水源周辺において、有機フッ素化合物の調査を実施し、暫定指針値を下回っている事を確認しています。

●水質測定項目と結果の概要

| 種別  |                                  | 測定項目     | 結果*4 | 結果概要                                                          |
|-----|----------------------------------|----------|------|---------------------------------------------------------------|
| 河川  | 環境基準点<br>(裾花川[相生橋],<br>鳥居川[鳥居橋]) | 生活環境項目*1 | ×    | 裾花川(相生橋)でpHが基準超過<br>鳥居川(鳥居橋)でBOD・SS・大腸菌数が基準超過                 |
|     |                                  | 健康項目*2   | ○    | P110「ア環境基準点(裾花川・鳥居川・大座法師池)」                                   |
|     | 中小河川                             | 生活環境項目   | —    |                                                               |
|     |                                  | 健康項目     | ×    | ・蛭川でほう素が基準超過(自然由来)<br>・蛭川で砒素が基準超過(自然由来)<br>・蛭川でふっ素が基準超過(自然由来) |
| 湖沼等 | 環境基準点<br>(大座法師池)                 | 生活環境項目   | ×    | COD・DOが基準超過                                                   |
|     |                                  | 健康項目     | ○    | P111「イ大座法師池 垂直分布調査」                                           |
|     | 湖沼・農業用<br>かんがい池                  | 生活環境項目   | —    |                                                               |
| 地下水 | 概況調査                             | 地下水環境基準  | ○    |                                                               |
|     | 継続監視調査                           | 地下水環境基準  | ×    | ・2地点でテトラクロロエチレンが超過<br>・1地点でヒ素が超過                              |

\* 1、2 環境基準生活環境項目は環境基準点にのみ適用

○生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準): pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)、大腸菌群数など

○健康項目(人の健康の保護に関する環境基準): 重金属、VOC(揮発性有機化合物)、農薬など

\* 3 地下水継続監視調査の調査項目: 地下水環境基準のうちVOC(揮発性有機化合物)及び過去に基準を超えた項目

\* 4 結果 ○:環境基準適合、×:環境基準不適合項目あり

③水生生物調査

市では、長野市環境測定計画に基づき、長野市内の中小河川の水生生物調査を行っています。

川には、きれいな水にすむ生物やきかない水を好む生物など様々な種類がいるため、水生生物調査を行うことにより水質状況や水環境の豊かさを評価することができます。

令和5年度は9地点で調査を行いました。調査の結果、「きれいな水(水質階級Ⅰ)」が7地点であり、良好な水質と豊かな生態系が保持されている事が確認されました。なお、調査結果は環境省「全国水生生物調査」へ報告し、下記のホームページで公開されています。

<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/suisei/pub/eturan/menu.asp>

●水生生物から判定した河川の水質

| 河川名  | 地 点(地区名)       | 代表的生物            | 水質<br>階級 | 傾向 | 前回の階級<br>と測定年度 |
|------|----------------|------------------|----------|----|----------------|
| 鳥居川  | 鳥居橋(豊野町浅野)     | ナガレトビケラ、ヤマトビケラ   | I        | ↑  | II (R5)        |
| 土京川  | 市道橋の東 100m(田中) | サワガニ、カワゲラ類       | I        | →  | I (R5)         |
| 芋井濁沢 | 濁川橋(芋井)        | ブユ類、ヘビトンボ        | I        | →  | I (R5)         |
| 裾花川  | 相生橋(中御所)       | オオシマトビケラ         | II       | →  | II (R5)        |
| 聖川   | 平出橋(信更)        | サワガニ、カワゲラ類       | I        | →  | I (R5)         |
| 樋ノ口沢 | ひじり親水公園(大岡)    | ナガレトビケラ類、ヘビトンボ   | I        | →  | I (R5)         |
| 保科川  | 保科川親水公園(若穂)    | ヤマトビケラ           | I        | →  | I (R5)         |
| 蛭川   | 豊栄郵便局付近 関屋川公園  | ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類 | I        | →  | I (R5)         |
| 逆サ川  | 戸隠キャンプ場        | ナミウズムシ、カワゲラ類     | I        | →  | I (R5)         |

注)傾向欄の矢印は、水生生物を指標とした水質の動向を示しています。(前回調査との比較)

↑は浄化、→は変化なし、↓は悪化を示しています

●水質階級と指標生物

| 水質階級        | 指 標 生 物       |             |
|-------------|---------------|-------------|
| Ⅰ（きれいな水）    | 1 ナミウズムシ      | 6 ナガレトビケラ類  |
|             | 2 サワガニ        | 7 ヤマトビケラ類   |
|             | 3 ヒラタカゲロウ類    | 8 ブユ類       |
|             | 4 カワゲラ類       | 9 アミカ類      |
|             | 5 ヘビトンボ       | 10 ヨコエビ類    |
| Ⅱ（ややきれいな水）  | 11 カワニナ類      | 14 オオシマトビケラ |
|             | 12 コオニヤンマ     | 15 ヒラタドロムシ類 |
|             | 13 コガタシマトビケラ類 | 16 ゲンジボタル   |
| Ⅲ（きたない水）    | 17 タニシ類       | 19 ミズムシ     |
|             | 18 シマイシビル     | 20 ミズカマキリ   |
| Ⅳ（とてもきたない水） | 21 サカマキガイ     | 24 ユスリカ類    |
|             | 22 エラミミズ      | 25 チョウバエ類   |
|             | 23 アメリカザリガニ   |             |

※P108「ウ 水生生物から判定した河川の水質」を参照

④水質汚濁防止法の届出と立入状況

市では、公共用水域の水質保全のために工場・事業場の排出水の監視・指導を行っています。

令和6年度末現在、水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は1,207事業場であり、排水基準の適用を受けています。

このうち51事業場について立入検査を実施し、特定施設や排水処理施設の運転状況を確認するとともに、排出水の水質検査を実施し、必要な指導を行っています。

令和6年度の排出水水質検査実施件数は51事業場延べ75件で、排水基準値を超過した事業場に対しては行政指導を行いました。指導した事業場については、立入回数を増やす、問題が起ころうな時期に立入を実施するなど監視・指導を強化することにより改善状況を把握しています。

⑤浄化槽による水洗化

市では、公共用水域の水質の保全と、水洗トイレによる快適な生活環境の実現のため、全戸の水洗化に力を入れています。市内を、公共下水道で整備する区域、農業集落排水事業で整備する区域、合併処理浄化槽で整備する区域と定め、それぞれの区域で整備に取り組んでいます。

合併処理浄化槽の整備区域においては、昭和63年度から設置する合併処理浄化槽に補助金を交付していました。平成14年度からは補助金を増額し、さらに平成15年度からは、公共下水道計画区域内であっても、下水道の整備が10年以上見込めない区域も補助対象としました。平成23年度から水洗化するお宅の初期投資が少なく済む戸別浄化槽事業が全市に拡大したことから、補助金の交付は、下水道の整備が10年以上見込めない区域のみとなっています。令和6年度末の合併処理浄化槽の整備区域内の設置率は46.5%になり、本市の汚水処理人口普及率は3つの整備事業を合わせ98.2%になりました。

市内の浄化槽総基数(単独浄化槽を含む)は、令和6年度末で4,159基あります。浄化槽は、浄化槽使用者の適正な維持管理が必要であり、法定検査で不適正と判定された浄化槽には立入検査を行い、適正な管理を指導しています。

## ⑥土壌汚染に係る届出状況

土壌汚染対策法及び長野市公害防止条例に基づき、土壌の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置として届出を義務付けています。

令和6年度の法に基づく届出は、有害物質使用特定施設の使用廃止時における土壌調査の一時免除申請が0件、一定規模(3000m<sup>2</sup> 現に特定有害物質使用の事業場においては900m<sup>2</sup>)以上の土地の形質変更に係る届出が30件ありました。

各種届出のあった土地については、行政情報による土壌汚染のおそれの確認や、土壌汚染が確認された場合には、健康被害を防止するため適切に管理するよう求めています。

## ⑦衛生センター

公共下水道等が整備されていない区域のし尿や浄化槽汚泥は、収集事業者により衛生センターへ搬入され処理を行っています。

トイレの水洗化の進展に伴い、し尿処理の対象人口及び世帯数は減少しており、収集量及び処理量についても平成8年度をピークに年々減少しています。

市内のし尿などは地区により処理を行う施設が決まっています。長野・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区は長野市衛生センター、篠ノ井・松代・川中島地区は千曲衛生センター、若穂地区は須高衛生センターで処理を行っています。

衛生的で安心な市民生活を確保するため、し尿などの計画的・合理的な収集・処理に努めています。

## 2 身近な生活環境の保全

### (1) 騒音・振動対策

#### ① 自動車交通騒音、道路交通騒音調査

市内幹線道路の騒音の状況を把握するために、自動車交通騒音調査を継続して実施しています。令和6年度の調査では、評価区間の総戸数中、99.0%が昼夜間とも環境基準を達成しており、今回の調査範囲については、おおむね良好な状態にあると思われます。

なお、平成23年度から環境省の面的評価支援システムを使用し、今年度より令和3年度版道路交通センサスを使用して評価しています。

#### ●令和6年度までの評価状況（令和2年度からの5ヵ年分）

|                | 評価区間<br>延長 | 評価区間<br>数 | 住居等<br>戸数 | 環境基準の達成率         |              |             | 昼夜とも<br>環境基準<br>の超過率 |
|----------------|------------|-----------|-----------|------------------|--------------|-------------|----------------------|
|                |            |           |           | 終日               | 昼のみ          | 夜のみ         |                      |
|                |            |           |           | %<br>( 戸 )       | %<br>( 戸 )   | %<br>( 戸 )  | %<br>( 戸 )           |
| 全 体            | 234.3      | 187       | (23,122)  | 99.0<br>(22,886) | 0.6<br>(144) | 0.1<br>(34) | 0.3<br>(58)          |
| 高速自動車道         | 17.9       | 13        | (63)      | 81.0<br>(51)     | 6.3<br>( 4)  | 0.0<br>( 0) | 12.7<br>( 8)         |
| 一般国道           | 83.2       | 70        | (7,533)   | 98.4<br>(7,414)  | 0.9<br>(70)  | 0.1<br>(10) | 0.5<br>(39)          |
| 都道府県道          | 125.8      | 99        | (14,442)  | 99.1<br>(14,316) | 1.1<br>(83)  | 0.3<br>(24) | 0.3<br>(19)          |
| 4車線以上の<br>市町村道 | 7.4        | 5         | (1,827)   | 99.9<br>(1,826)  | 0.0<br>( 0)  | 0.1<br>( 1) | 0.0<br>( 0)          |



●令和6年度 道路の路線別 面的評価結果（戸数（％））

| 路線の名称     | 交通センサス | 評価区間延長<br>km | 住居等   | 環境基準の達成率         |              |             | 昼夜とも環境<br>基準の超過率 |
|-----------|--------|--------------|-------|------------------|--------------|-------------|------------------|
|           |        |              | 戸数    | 終日               | 昼のみ          | 夜のみ         |                  |
|           | 区間番号   |              | (戸)   | %<br>(戸)         | %<br>(戸)     | %<br>(戸)    | %<br>(戸)         |
| 一般国道19号   | 11180  | 40.0         | 14    | 100.0<br>(14)    | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 一般国道19号   | 11190  | 1.0          | 53    | 94.3<br>(50)     | 5.7<br>(3)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 一般国道19号   | 11200  | 2.9          | 15    | 73.3<br>(11)     | 26.7<br>(4)  | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 一般国道19号   | 11230  | 3.1          | 331   | 99.7<br>(330)    | 0.3<br>(1)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 一般国道117号  | 13040  | 1.5          | 310   | 98.4<br>(305)    | 1.6<br>(5)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 一般国道403号  | 30270  | 1.1          | 42    | 100.0<br>(42)    | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 一般国道403号  | 30280  | 0.1          | 5     | 60.0<br>(3)      | 20.0<br>(1)  | 0.0<br>(0)  | 20.0<br>(1)      |
| 一般国道403号  | 30290  | 2.4          | 105   | 100.0<br>(105)   | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 一般国道403号  | 30300  | 2.5          | 90    | 78.9<br>(71)     | 0.0<br>(0)   | 7.8<br>(7)  | 13.3<br>(12)     |
| 長野真田線     | 41210  | 13.3         | 439   | 100.0<br>(439)   | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 長野信濃線     | 41320  | 3.7          | 1,244 | 99.8<br>(1,241)  | 0.0<br>(0)   | 0.2<br>(3)  | 0.0<br>(0)       |
| 長野信濃線     | 41330  | 3.8          | 175   | 100.0<br>(175)   | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 長野信濃線     | 41340  | 0.9          | 4     | 100.0<br>(4)     | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 長野須坂インター線 | 41930  | 1.3          | 135   | 100.0<br>(135)   | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 長野須坂インター線 | 41940  | 2.7          | 140   | 100.0<br>(140)   | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 長野荒瀬原線    | 42035  | 1.8          | 454   | 100.0<br>(454)   | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 豊野南志賀公園線  | 42260  | 0.7          | 48    | 100.0<br>(48)    | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 長野上田線     | 42560  | 2.1          | 253   | 95.3<br>(241)    | 4.7<br>(12)  | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 長野上田線     | 42570  | 2.8          | 192   | 83.3<br>(160)    | 16.1<br>(31) | 0.0<br>(0)  | 0.5<br>(1)       |
| 長野上田線     | 42580  | 0.6          | 89    | 73.0<br>(65)     | 14.6<br>(13) | 0.0<br>(0)  | 12.4<br>(11)     |
| 長野上田線     | 42590  | 1.4          | 220   | 90.0<br>(198)    | 8.6<br>(19)  | 0.0<br>(0)  | 1.4<br>(3)       |
| 三才大豆島中御所線 | 63630  | 3.5          | 873   | 98.7<br>(862)    | 0.0<br>(0)   | 1.1<br>(10) | 0.1<br>(1)       |
| 三才大豆島中御所線 | 63640  | 1.7          | 201   | 96.0<br>(193)    | 0.5<br>(1)   | 3.0<br>(6)  | 0.5<br>(1)       |
| 三才大豆島中御所線 | 63650  | 1.8          | 30    | 93.3<br>(28)     | 6.7<br>(2)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 稲荷山停車場線   | 64160  | 0.1          | 12    | 100.0<br>(12)    | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |
| 長野豊野線     | 64180  | 3.1          | 1,209 | 100.0<br>(1,209) | 0.0<br>(0)   | 0.0<br>(0)  | 0.0<br>(0)       |

※各路線において令和6年度中に評価を行った区間の結果のみ掲載

## ② 高速道路騒音調査

長野自動車道及び上信越自動車道の走行車両に起因する騒音調査については、平成5年の高速道路開通以降、平成7年から調査地点（定点、補助点）を定め、令和6年度は7地点（定点3、補助点4）で現況を確認しました。

騒音に係る環境基準の「道路に面する地域」は、「道路より発する道路交通騒音の影響を受ける地域」と定義していることから、調査地点で実測した等価騒音レベルを環境基準（道路に面する地域）で評価しましたが、全ての調査地点で環境基準の達成を確認しました。

### ●令和6年度 高速道路騒音調査結果

単位：dB

|                 | 調査場所<br>(キロポスト)      | 測定日                         | 調査結果 |                  | 環境基準 | 地域の類型<br>(用途地域)           |
|-----------------|----------------------|-----------------------------|------|------------------|------|---------------------------|
|                 |                      |                             | 区分   | L <sub>Aeq</sub> |      |                           |
| 長野道-2<br>(定点)   | 篠ノ井塩崎<br>(72.40km)   | R6.4.22 10:00<br>～ 翌日 10:00 | 昼間   | 57               | 65   | B [道路に面する地域]<br>(市街化調整地域) |
|                 |                      |                             | 夜間   | 53               | 60   |                           |
| 上信越道-1<br>(補助点) | 松代町東寺尾<br>(123.40km) | R6.4.22 10:00<br>～ 翌日 10:00 | 昼間   | 53               | 65   | B [道路に面する地域]<br>(市街化調整地域) |
|                 |                      |                             | 夜間   | 51               | 60   |                           |
| 上信越道-2<br>(定点)  | 松代町大室<br>(127.55km)  | R6.4.25 18:00<br>～ 翌日 18:00 | 昼間   | 57               | 65   | B [道路に面する地域]<br>(市街化調整地域) |
|                 |                      |                             | 夜間   | 54               | 60   |                           |
| 上信越道-3<br>(補助点) | 松代町大室<br>(127.55km)  | R6.4.25 18:00<br>～ 翌日 18:00 | 昼間   | 57               | 60   | B [道路に面する地域]<br>(市街化調整地域) |
|                 |                      |                             | 夜間   | 55               | 60   |                           |
| 上信越道-4<br>(補助点) | 若穂川田<br>(129.40km)   | R6.4.25 18:00<br>～ 翌日 18:00 | 昼間   | 52               | 65   | B [道路に面する地域]<br>(市街化調整地域) |
|                 |                      |                             | 夜間   | 53               | 60   |                           |
| 上信越道-7<br>(補助点) | 若穂川田<br>(133.05km)   | R6.4.25 18:00<br>～ 翌日 18:00 | 昼間   | 56               | 65   | B [道路に面する地域]<br>(市街化調整地域) |
|                 |                      |                             | 夜間   | 54               | 60   |                           |
| 上信越道-8<br>(定点)  | 若穂綿内<br>(133.20km)   | R6.4.25 18:00<br>～ 翌日 18:00 | 昼間   | 51               | 65   | B [道路に面する地域]<br>(市街化調整地域) |
|                 |                      |                             | 夜間   | 49               | 60   |                           |

※ 網掛けのある数字は、環境基準 [道路に面する地域] を超過した値

## ③ 新幹線鉄道騒音・振動調査

市内の新幹線鉄道騒音・振動の状況を把握するため、調査を行っています。令和6年度の調査では、5地点で新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過したことから、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）等に騒音対策の推進に関する要望書を提出しました。

なお、振動に関しては、全ての地点で指針値を達成していました。

### ●令和6年度北陸新幹線鉄道騒音振動実態調査結果

| 調査場所                  | 類型 | 調査日      | 騒音レベル |     | 振動レベル |
|-----------------------|----|----------|-------|-----|-------|
|                       |    |          | 25m   | 50m | 25m   |
| 篠ノ井二ツ柳昭和 <sup>注</sup> | I  | R6.5.14  | 71    | 65  | 54    |
| 川中島町今井                | I  | R6.10.21 | 71    | 69  | 52    |
| 川中島町四ツ屋               | I  | R6.5.17  | 72    | 66  | 54    |
| 安茂里大門                 | I  | R6.10.1  | 68    | 66  | 48    |
| 大字上駒沢                 | I  | R6.11.1  | 73    | 68  | 58    |
| 大字赤沼                  | I  | R6.9.30  | 72    | 67  | 56    |

※騒音環境基準：I 類型70dB以下、II 類型75dB以下。振動指針値：70dB以下

網掛けのある数字は、新幹線鉄道騒音環境基準を超過した値

注 篠ノ井の調査地点は令和3年度まで「篠ノ井みこと川」、令和4年以降は「篠ノ井二ツ柳昭和」（「篠ノ井みこと川」の線路を挟んだ対岸）

## ④ 環境騒音調査

市内の一般環境における騒音の現況を把握するため、経年的な変化を確認する定点調査と市内の行政区区ごとでの補助調査を実施しています。令和6年度は、定点調査（2地点）と補助調査（2

地点) の4地点について調査を実施しましたが、一般環境の環境基準の超過はありませんでした。

●令和6年度 環境騒音調査結果

単位：dB

|        | 調査地点   | 測定日                      | 調査結果 |                  | 備考<br>(削除した音源等) |
|--------|--------|--------------------------|------|------------------|-----------------|
|        |        |                          | 区分   | L <sub>Aeq</sub> |                 |
| 定点 1   | 南千歳町公園 | R6.12.9 9時<br>～ 翌日 9時    | 昼間   | 52               |                 |
|        |        |                          | 夜間   | 46               |                 |
| " 3    | 衛生センター | R6.12.2 10時<br>～ 翌日 10時  | 昼間   | 50               |                 |
|        |        |                          | 夜間   | 43               |                 |
| 準定点 16 | 七二会中学校 | R6.10.31 11時<br>～ 翌日 11時 | 昼間   | 34               |                 |
|        |        |                          | 夜間   | 30               |                 |
| 準定点 17 | 信更保育園  | R7. 3.10 11時<br>～ 翌日 11時 | 昼間   | 37               |                 |
|        |        |                          | 夜間   | 26               |                 |

⑤騒音・振動に係る届出状況

騒音・振動規制法及び長野市公害防止条例では、良好な環境を確保するため、法令で定める施設を所有する工場・事業場に特定施設の届出を義務付け、発生する騒音や振動を規制しています。

令和6年度末現在、市内の騒音規制法に係る施設は364事業場、振動規制法に係る施設は223事業場、市公害防止条例の騒音規制に係る施設は286事業場です。騒音・振動規制法及び長野市公害防止条例に係る特定施設への立入検査件数は3件で、文書による措置等はありませんでした。

また、大きな騒音や振動を発生するおそれのある機械類を使用する道路工事や建設作業は、周辺的生活環境に影響を与える可能性があることから、特に影響の大きい打ち等の作業を行う場合には、特定建設作業の届出を義務付けています。令和6年度の騒音規制法に係る届出は79件、振動規制法に係る届出は62件、市公害防止条例の騒音規制に係る届出は705件でした。

(2) 悪臭対策

悪臭防止法に基づき、工場・事業所の事業活動に伴って発生する悪臭に対する規制等を実施しています。

法による臭気規制には悪臭物質ごとの濃度規制と臭いの感じ方を「臭気指数」として規制する方法がありますが、本市では悪臭物質ごとの濃度で規制しています。これは、政令で指定されている不快なにおいの原因となり生活環境を損なうおそれのあるアンモニア等22種類の特定悪臭物質を、その濃度で規制する方法です。

(3) 環境に関する苦情

本市における環境に関する苦情は、大気汚染、騒音などに代表される公害関連の苦情から、空き地の管理保全などの環境衛生に関連する苦情まで、多岐に渡って数多く寄せられています。

近年の特徴として、日常生活に影響がある騒音や悪臭などの生活型の苦情が挙げられます。

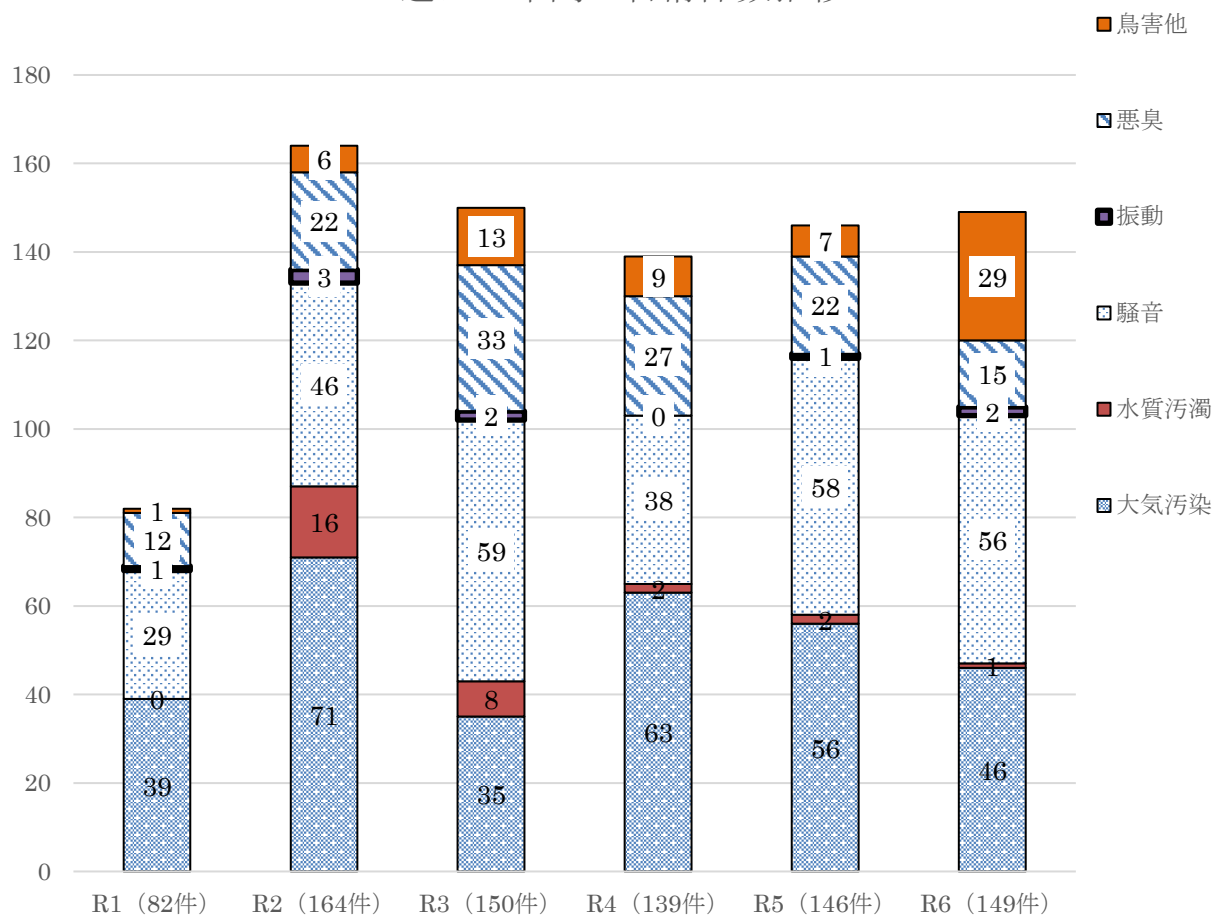
令和6年度の公害に関する苦情の受付件数は149件で、これら苦情を典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に分類すると、騒音が約38%を占め、以下、大気汚染、悪臭と続き、令和3年度以降、騒音の苦情が最大となっています。

また、苦情件数を地域の土地利用状況で分類すると、住居系の地域が約39%を占めています。公害苦情の他に、空き地の管理に関するものが31件ありました。

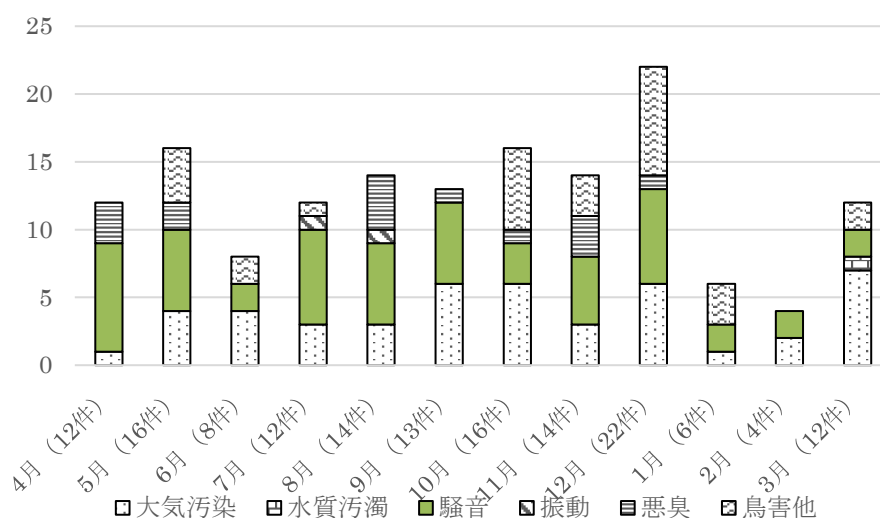
このような苦情は、草木の繁茂や害虫等の発生により周辺に影響を与えているもので、土地等の持ち主に草刈り等維持管理の改善を求めています。

●過去6年間の苦情件数の推移と令和5年度月別・用途地域別苦情件数

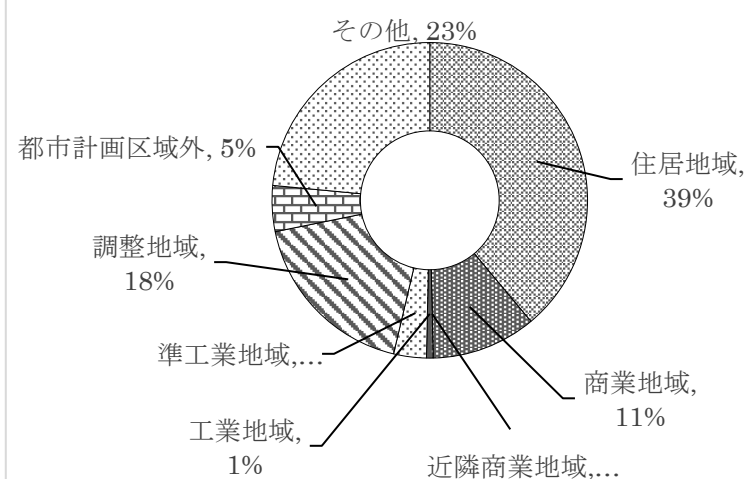
過去6年間の苦情件数推移



令和6年度苦情件数（月別）



令和6年度苦情件数（用途地域）割合



#### (4) 環境美化の推進

空き缶・たばこの吸い殻等のポイ捨てをなくすために、環境美化意識の向上を図るための啓発や、ごみの散乱調査を行っています。最近では会社や団体等による自発的な道路や公園の清掃活動も見受けられ、環境美化に対する意識の高まりがみられます。

また、平成29年12月に、歩行喫煙の禁止及び重点地区内における違反に対する罰則を規定した「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例」に改正（平成30年4月1日施行）し、ポイ捨てや歩行喫煙がないきれいなまちの実現を図るため、関係団体等と連携し、駅前等での一斉啓発、ポスター掲出等による啓発活動のほか、夜間パトロールを実施しました。

今後も良好で快適な市民等の生活環境の確保を図っていきます。

##### ①環境美化啓発事業

市内を運行するバスへのラッピング広告の掲出、路面表示シートの設置、広報紙での呼びかけなども行っています。

## ②ポイ捨て防止及び散乱ごみ対策事業

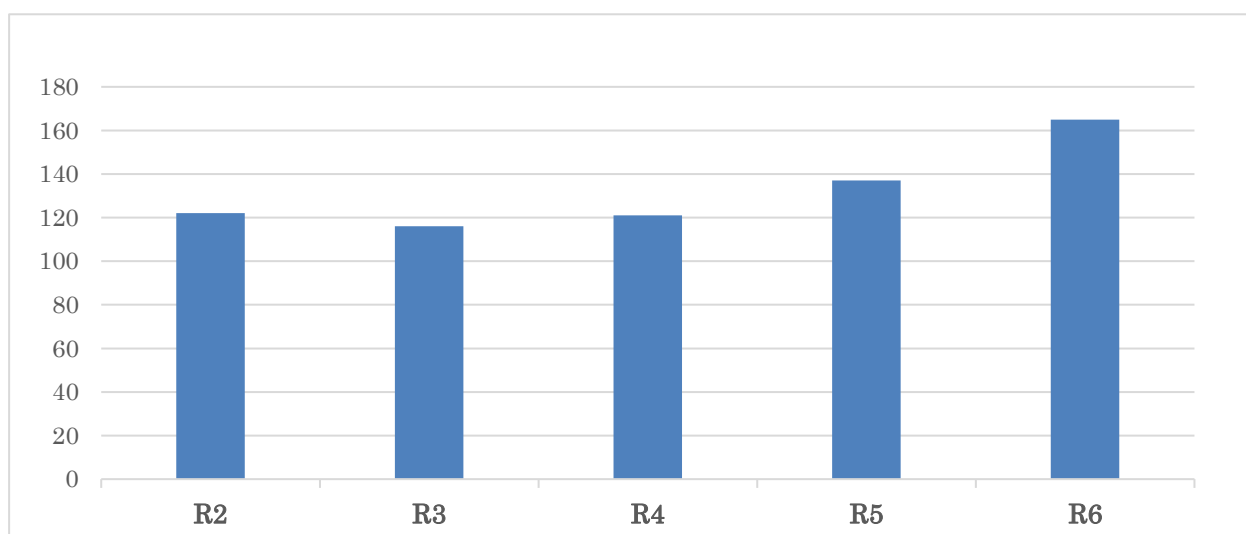
例年、5月・10月を大掃除月間と定め、各地区を中心に大掃除等を実施することで、地域の生活環境を清潔で健康的に保ち、市内全域で「捨てられにくい環境づくり」を呼びかけています。

令和6年度は、40,105人の皆さんに参加していただきました。回収したごみの量は、可燃物：9,784kg、不燃物：3,501kgでした。

平成8年7月から毎月1回、長野大通りの長野駅前から権堂までの交差点（10カ所）において、たばこの吸い殻散乱調査を行っています。令和6年度の散乱数は、人流が増加したため、増加傾向でした。今後、ポイ捨てや歩行喫煙がないきれいなまちの実現を図るため、関係団体等と連携し更なる啓発活動を行います。

### ●たばこの吸い殻散乱調査（長野大通り）

10カ所の合計平均本数（一日あたり）



## (5) 公衆トイレの維持管理と整備

長野市では、安心して外出が楽しめるよう、駅周辺、中心市街地、観光施設及び公園などに公衆トイレを設置しています。

環境部生活環境課衛生センターでは、公衆トイレ49か所を所管しており、市民や観光客などの利用者に、安全かつ安心して快適に利用できる、清潔で良好なトイレ環境を提供できるよう、職員による点検を随時行い、設備等の状態を把握するとともに適切な管理と修繕等を行いながら、快適なトイレの維持に努めています。

公衆トイレの清掃業務については、所管する公衆トイレのほか、文化財課、市街地整備課及び廃棄物対策課所管の4か所並びにしなの鉄道㈱及び吉田地区住民自治協議会が所有する3か所を、清掃専門事業者または福祉関係施設や地元団体等へ委託しています。

また、令和3年3月に策定した「長野市公衆トイレ改修・改築・廃止ほか計画」に基づき、老朽化したトイレの中規模改修工事（令和6年度はつるのお宿及び松代祝の泉公衆トイレの改修）などを実施するとともに、今後の整備の検討も行っています。

## 第5章 協働と学びの推進

### 1 協働の推進

#### (1) ながの環境パートナーシップ会議の運営

ながの環境パートナーシップ会議は、市民・事業者・行政の三者が協働して、環境共生のまちづくりを進めるための組織として、平成13年6月に発足しました。「Think Globally , Act Locally」の理念のもとに『アジェンダ21ながの-環境行動計画-』を推進しています。

##### ①『アジェンダ21ながの-環境行動計画-』

ながの環境パートナーシップ会議では、アジェンダ21（持続的発展が可能な社会実現のための人類の行動計画）が、地方自治体に対して取組を求めているローカルアジェンダとして、平成15年3月に『アジェンダ21ながの-環境行動計画-』を策定しました。この計画は、長野市環境基本計画の実行計画としての意味も持っており、本市の環境ビジョン、28の具体的な行動計画（プロジェクト）、環境課題の分析、推進体制・進行管理等が記載されています。

平成18年度には、更なる展開のため、重点的に進める行動計画（プロジェクト）の選定、新たな行動計画（プロジェクト）の追加等の見直しを行い、「2007年度版プロジェクト」としてまとめました。その後、環境に関する諸課題が大きく変化してきていることから平成25年度に再度の改定を行い、「アジェンダ21ながの-環境行動計画-2013」を策定しました。

その後、地球温暖化問題等を発端とする世界情勢の流れの変化と第二次環境基本計画後期計画の策定を受け、アジェンダ21ながのを継続的に進めるとともに、同後期計画と整合を図り世界情勢の動向を踏まえながら、現行アジェンダ21ながのを継承し目標値の再設定などの時点修正を行い、アジェンダ21ながの-環境行動計画-2018を策定しました。

令和5年度には、前年度に施行された「第三次長野環境基本計画」を踏まえ、「アジェンダ21ながの-環境行動計画-2023」を策定しましたが、近年、本会の会員、活動は縮小傾向にあり、体制の刷新を含めて検討していくこととしました。

令和6年度には、環境活動の情報拠点化（プラットフォーム）を目指して情報発信を強化するとともに、7つのプロジェクトチームが環境保全活動に取り組みました。

##### ②総会、理事会、プロジェクトチームミーティングの開催

令和6年度は、6月に開催したながの環境パートナーシップ会議総会において、活動方針、予算等の決定を受け、ながの環境パートナーシップ会議全体の活動を企画・運営する理事会をプロジェクトチームリーダーとの合同会議や書面協議等を含めて7回開催しました。

また、各プロジェクトチームでは、チームミーティングを開催し、「理想のまち」の実現に向けて、市民等の参加を呼び掛けたイベントや講座などの行動に取り組みました。

### ③プロジェクトサポーター制度

3つの各プロジェクトとサポーター事業者が次のとおり協働による事業を展開しました。

引き続き、事業者との協働体制による環境活動を推進していきます。

※プロジェクトサポーター制度とは…

事業者の参画をより一層促していくため、プロジェクト活動に協働・支援・共感等いただける事業者が、直接、プロジェクト活動に、人的・活動資金・活動場所などを支援いただき、協働体制による継続的な環境活動の展開を図ることを目的に平成28年度に当制度を創設しました。

※協働事業の状況は次のとおりです。

#### 【協働事業の状況】

| プロジェクト名    | サポーター事業者名                             |
|------------|---------------------------------------|
| 生ごみ削減・再生利用 | 日本無線株式会社                              |
| 松代オオムラサキの里 | コマキ工業株式会社<br>中澤勝一建築株式会社<br>信州塚田土建有限会社 |
| 若槻廃食用油回収   | 直富商事株式会社                              |

### ④諸団体等と連携

令和6年度は企業による環境活動と活動PRに関するノウハウを学び、各会員が今後の活動に活かしていく機会とすることを目的として「Workcation Place花伝舎 視察会」を開催した。

【開催日時】 2024(令和6)年10月16日(水) 10:30~12:00

【会場】 Workcation Place花伝舎(長野市戸隠2541-5)

【主催】 ながの環境パートナーシップ会議

【参加者数】 14名

#### ながの環境パートナーシップ会議 推進中の行動計画(プロジェクト)

| No. | プロジェクト名            | 主な目標                                                                         | 主な活動                                                                  |
|-----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1   | 市民の森づくりプロジェクト      | 長野市には手入れされた里山と多様な動植物が暮らす豊かな森がある。この里山を利用し、楽しみ、未来につなげる自然の大切さについて学ぶことができるようにする。 | 市民の森(ボブスレー・リ्यूージュパーク内)の整備や、きのご駒打体験、かんじき体験会の実施など。休会中であったが、令和5年度は活動再開。 |
| 2   | 生ごみ削減・再生利用プロジェクト   | 生ごみの減量化・再資源化に取り組み有効活用され、生ごみの大半がリサイクルされ、可燃ごみが減少しているまちを目指す。                    | 生ごみの堆肥を利用して野菜を収穫し、収穫祭を開催した。                                           |
| 3   | 太陽エネルギー普及促進プロジェクト  | 再生可能エネルギーである太陽光を活用した持続可能で活力ある街を目指す。                                          | 休会                                                                    |
| 4   | ながのカーボンオフセットプロジェクト | 市民・団体・事業者一人ひとりが、生活や活動に伴う環境負荷を自覚し、環境に優しい社会構築への協働を目指す。                         | 令和6年5月、活動を終了。                                                         |



|   |                       |                                                                                          |                                                                                           |
|---|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 松代オオムラサキの里            | 身近な自然環境を守り後世に残すために、小生物も生息できる豊かな自然環境の保全を目指す。                                              | 住民自治協議会等と協働してオオムラサキ繁殖地の計画的な保全活動を行うとともに、環境学習の一環として観察会を実施した。                                |
| 6 | ゴマシジミ保護・育成プロジェクト      | 浅川地区住民自治協議会のまちづくり計画に位置している「ゴマシジミの保護・育成」を通して里山の整備、自然環境の保全の大切さを学んでいくため継続的な活動を行う。           | ゴマシジミの生息環境の維持と地元の資産として幅広いに年齢層の継続性のある活動とするため、小学生が育てたワレモコウの移植、生息地内の草刈・間伐、生息地内のパトロールなどを実施した。 |
| 7 | 田中さくら公園作り&里山づくりプロジェクト | 若槻地区田中の桜公園作りを推進力に里山を里山らしく利用、保全を行う活動を展開することで、自然災害に強く、後継者も育ち定着する持続可能な地域作り・協力し支え合う地域・街を目指す。 | 近隣の住民と共に「田中桜公園」の整備作業に取り組み、園内の草刈り・竹林整備、イノシシによる獣害対策を実施した。<br>3月、桜公園祭りを開催した。                 |
| 8 | 若槻廃食用油回収プロジェクト        | 廃食用油（天ぷら油）を資源として回収する。回収した油はリサイクル処分業者に売却し、バイオ燃料として再利用することで、SDGs目標達成に寄与する。                 | 毎週土曜日、若槻団地自治会館内リサイクルハウス前に特設コーナーを設け、地域住民が持参した廃食用油を回収した。                                    |
| 9 | 廃材アートプロジェクト           | 廃材アート工作を通じてリサイクル対象への理解を深め、リサイクル率の向上を目指す。                                                 | ワークショップ、廃材アート作品の展示会を開催した。                                                                 |

## 2 学びの推進

地球温暖化などの環境問題に関するさまざまな報道や自治体などのさまざまな主体の取組により、日常生活においても環境問題に対する意識が徐々に芽生え始めています。この芽を育て、環境負荷の少ないライフスタイルを広げるためには、市民一人ひとりの認識・理解を深めることが必要であり、そのためには、学校や家庭・地域・職場などにおいて環境教育・環境学習を総合的に推進することが重要となります。

本市では、教育機関や環境保全団体、ボランティア団体などと協働で、次世代を担う子どもたちへの環境教育を中心にさまざまな事業を実施しました。

## (1) 長野市環境学習会

### ①自然・水環境の学習会

長野市の豊かな自然を守るため、環境保全意識を高めることを目的として、次の学習会を実施しました。

|                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>・『初夏の飯綱高原散策 モリアオガエルの卵塊を探そう』</p> <p>実施日：令和6年6月15日（土）</p> <p>場 所：飯綱高原柳沢池、戸隠古道、大谷地湿原</p> <p>参加者：33名</p> <p>講 師：戸隠地質化石博物館研究員 古賀研究員</p> <p>内 容：散策、モリアオガエルの卵塊数調査</p>         |
| <p>・『サマーナイト虫捕り体験』</p> <p>実施日：令和6年7月19日（金）</p> <p>場 所：茶臼山自然植物園</p> <p>参加者：19名</p> <p>講 師：戸隠地質化石博物館研究員 古賀研究員、生物保全団体わかぜん代表 村上氏</p> <p>内 容：虫捕り、生き物や里山の変化に関する講話</p>            |
| <p>・『夏の川遊び 水生生物を探そう』</p> <p>実施日：令和6年8月2日（金）</p> <p>場 所：戸隠キャンプ場 さかさ川</p> <p>参加者：午前の部30名、午後の部29名</p> <p>講 師：戸隠地質化石博物館 古賀研究員、生物保全団体わかぜん代表 村上氏</p> <p>内 容：川の様子調べ、水生生物調査</p>   |
| <p>・『花伝舎環境教室 蝶を探そう』</p> <p>実施日：令和6年8月17日（土）</p> <p>場 所：Workcation Place 花伝舎</p> <p>参加者：11名</p> <p>講師・協力：ミヤマ株式会社</p> <p>内 容：花伝舎散策、蝶の採取・分類・観察</p>                           |
| <p>・『ブッシュクラフト～長野の森を守るためにできること～』</p> <p>実施日：令和6年9月28日（土）</p> <p>場 所：長野市体験の森（飯綱高原）</p> <p>参加者：20名</p> <p>講 師：ブッシュクラフトインストラクター 梨本 利信氏</p> <p>内 容：ブッシュクラフト体験、焚き火体験、ロープワーク</p> |

## ②地球温暖化防止学習会

地球温暖化防止活動推進センターと共催で開催。地球温暖化や自然エネルギーについて学習しました。

・『自然エネルギー学習会 スーパーソーラーカーを作ってみよう！』

〈長野市地球温暖化防止活動推進センター共催事業〉

実施日：令和6年11月23日（土）

場 所：生涯学習センター4階 大学習室2、3

参加者：92名

講 師：長野市温暖化防止活動推進センター、長野市温暖化防止活動推進員

内 容：自然エネルギーに関する学習会、スーパーソーラーカー作り

## (2) こどもエコクラブの活動支援

こどもエコクラブは、平成7年度に始まり、現在は公益財団法人日本環境協会が主体となり、自治体や関係団体が連携して、子どもたちの学習や活動を支援するクラブです。

○長野市におけるこどもエコクラブ登録数の経年変化

|       | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| クラブ数  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 会 員 数 | 58    | 61    | 60    | 58    | 62    | 62    |

## (3) 指導者養成事業

環境教育・環境学習の指導者の養成と資質の向上を目的に、学校の教職員を対象とした「環境教育教職員研修講座」を開催しています。

・『教職員研修』

平成24年度から市教育委員会（教育センター）と連携し、教職員が求める環境教育研修を開催しています。

実施日：令和6年5月16日（木）

場 所：ながの環境エネルギーセンター

参加者：教職員 7名

講 師：ながの環境エネルギーセンター職員、生活環境課職員、市教育委員会指導主事

内 容：小学校4年生の社会見学で学習する「ごみ」の教科学習について、環境行政職員より説明や社会見学を活かす授業の進め方や教材作り

## (4) 環境に関連した書籍等の活用

6月の環境月間にあわせて、子どもたちを中心に多くの方々に環境に関する書籍に触れてもらう機会を設け、環境問題を身近なものと感じて、関心と理解を深めてもらう契機とすることを目的に、小学校、中学校、公民館、図書館、幼稚園、こども広場に「環境関連図書を集めたコーナー」の設

置や「環境に関する読み聞かせ」の実施をお願いしています。

○令和6年度実績

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 報告書提出施設数                  | 99 施設 |
| 「環境関連図書コーナー」の設置施設数        | 91 施設 |
| 「環境」に関する本や紙芝居等の読み聞かせ実施施設数 | 53 施設 |

## 第3部 長野市環境マネジメントシステムの概要と実施状況

### 第1章 長野市環境マネジメントシステムの概要

市では、約10年にわたる ISO14001規格に適合した環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)の運用により、環境負荷の少ない事務事業が実施されるようになったこと、職員の環境に対する意識が向上したこと、施設・設備等の管理手順が整い、管理体制が整備されたこと等の一定の成果を上げることができました。

しかしながら、エネルギーの使用の合理化に関する法律や地球温暖化対策の推進に関する法律の改正等により地球温暖化対策の枠組みが強化され、本市においても、これまでEMSの適用範囲としていなかった施設への対応が必要となりました。

地球温暖化対策を始めとする環境問題に対しては、長期にわたる取組とともに、変化に対し柔軟に対応することが必要であり、EMSについても同様に、より柔軟性のあるものへ継続的に改善することが求められることから、「事務事業評価に環境の視点を追加すること」、「エネルギー使用量を一元的に管理すること」、「適用範囲を拡大すること」、「公共工事に係る環境配慮の拡大を検討すること」、「重複事務の解消」、「各種調査の廃止」等の方針のもと、新たな「長野市環境マネジメントシステム(以下「NEMS(ネムス)」という。)」を構築し、平成23年4月から本市独自のシステムを運用しています。

なお、環境に対する組織の「方向性」「考え方」「姿勢」「原則」等を示す環境方針については、第三次長野市環境基本計画に合わせ、次のとおり定めています。

#### 長 野 市 環 境 方 針

長野市は、世界と未来に誇りうる環境調和都市の実現をめざしています。

大きな恵みを与えてくれる自然を将来の世代に引き継ぐとともに、持続可能な社会をつくりあげていくことが私たちの責務と認識し、市民・事業者とのパートナーシップのもと環境に配慮した事務事業に取り組みます。

- 1 第三次長野市環境基本計画に基づき、次の項目について重点的に取り組みます。
  - (1) 脱炭素社会の構築
  - (2) 循環型社会の実現
  - (3) 豊かな自然環境の保全
  - (4) 良好で快適な環境の保全と創造
  - (5) 協働と学びの推進
- 2 環境法令等を順守します。
- 3 定期的に内部監査及び見直しを実施し、システムの継続的改善を進めます。

令和4年4月1日

長 野 市 長

## 1 環境マネジメント適用範囲と組織体制

### (1) 適用範囲

NEMSの実施内容等により、三つの適用範囲に分け運用します。

#### ①基本適用範囲

- a 対象 総務部、企画政策部、財政部、地域・市民生活部、保健福祉部、長野市保健所、こども未来部、環境部、経済産業振興部、観光文化部、スポーツ部、農林部、建設部、都市整備部、会計局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会及び上下水道局
- b 実施内容 「環境法令等一覧表の作成」「エネルギー使用量の報告」「環境監査」「不適合の是正」「環境研修」「緊急事態への対応」「NEMSに関する情報の取扱」

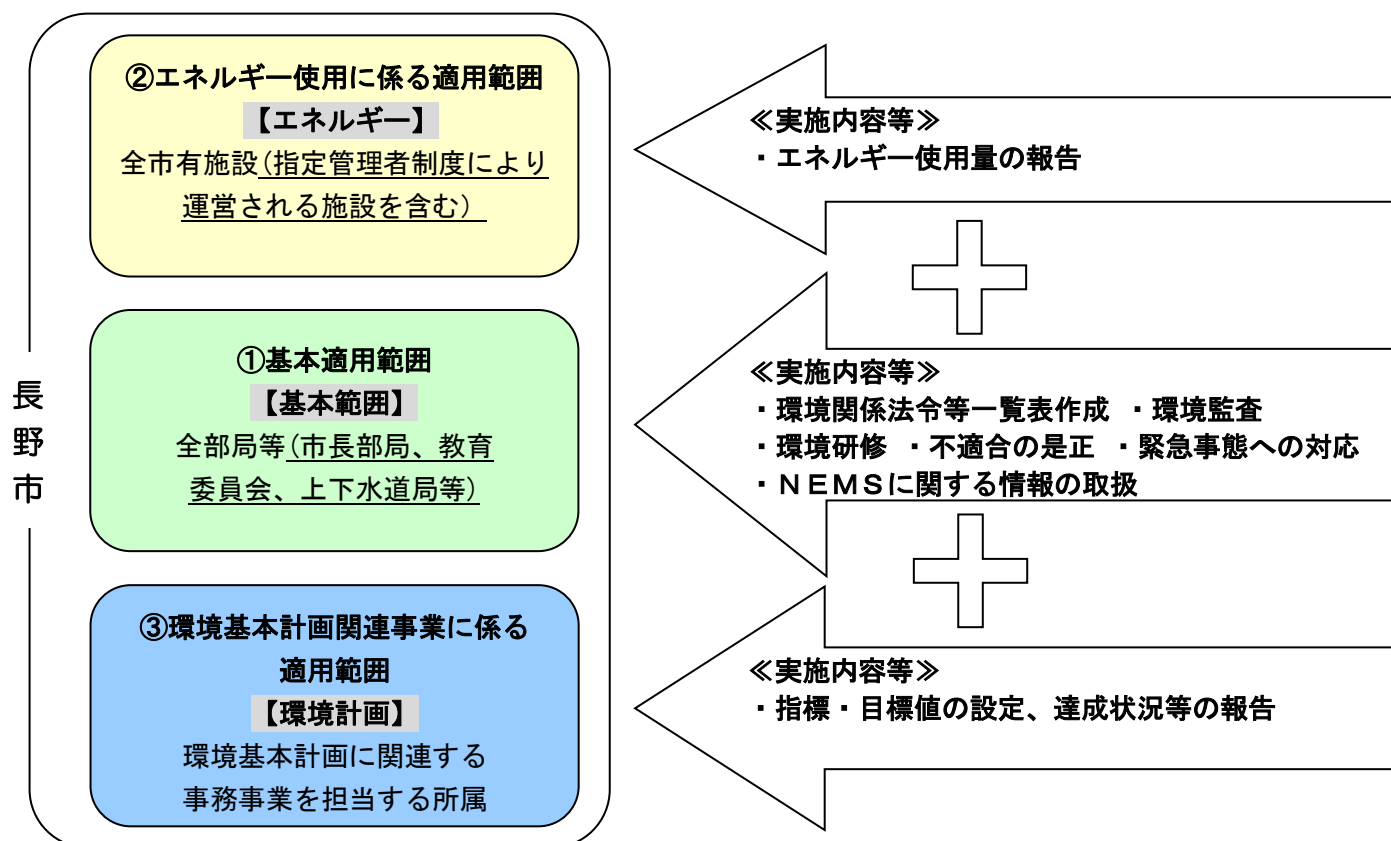
#### ②エネルギー使用に係る適用範囲

- a 対象 上記①aのほか、指定管理者制度により運営される施設を含む全市有施設等
- b 実施内容 「エネルギー使用量の報告」

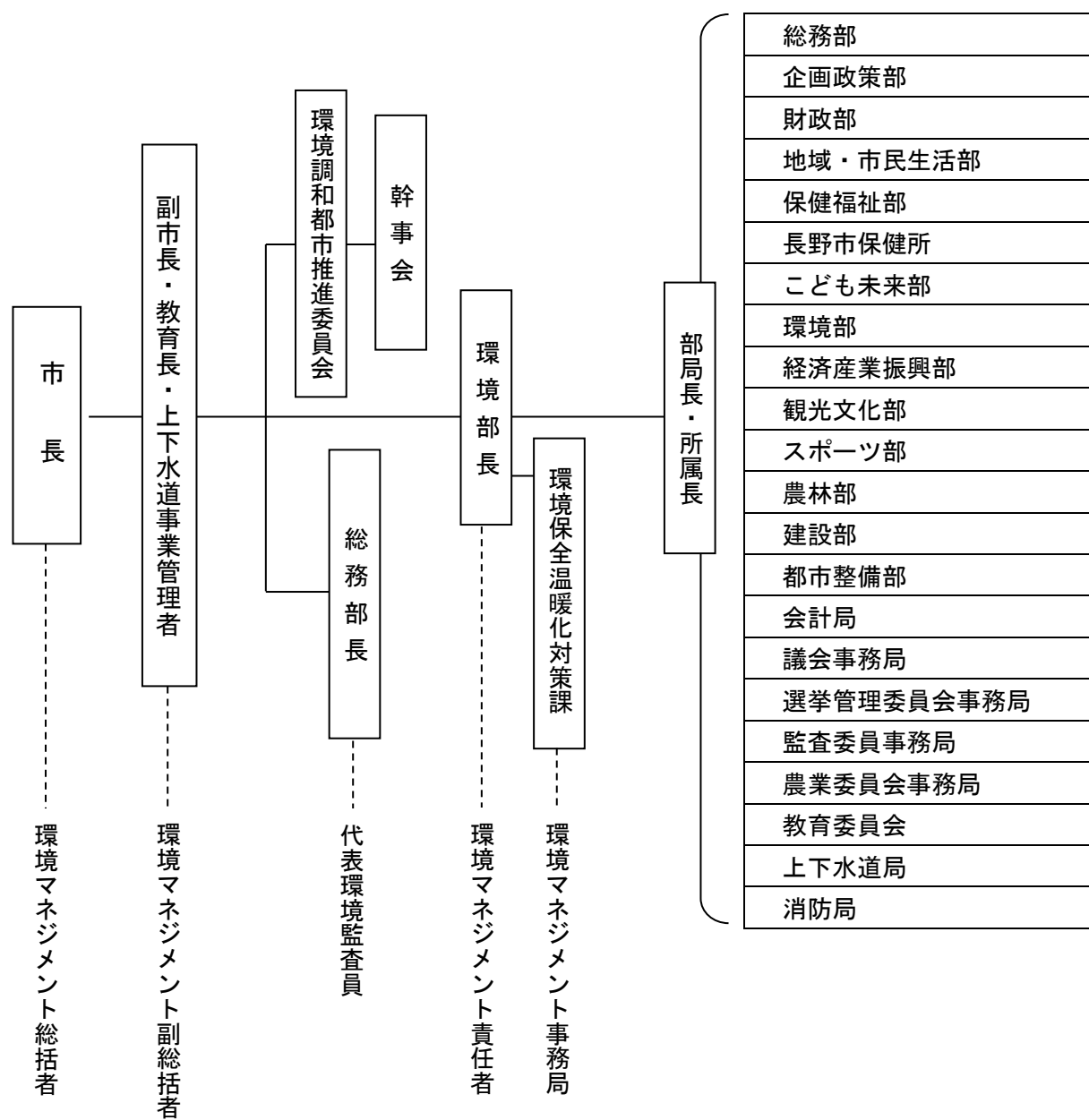
#### ③環境基本計画関連事業に係る適用範囲

- a 対象 上記①のうち、環境基本計画に関連する事務事業を担当する所属
- b 実施内容 上記①bに加え、「指標・目標値の設定」「指標・目標値の達成状況等の報告」

#### 【適用範囲イメージ図】



## (2) 推進体制



## 第2章 長野市環境マネジメントシステムの実施状況

| 項 目                                        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指標・目標値の達成状況及びエネルギー使用量の令和5年度の報告<br>(令和6年5月) | <p>○ 指標・目標値の達成状況</p> <p>第三次長野市環境基本計画に掲げた指標・目標値の内令和5年度に設定した指標・目標値(33項目)の達成状況について、担当課から事務局(環境保全温暖化対策課)に報告する。</p> <p>目標未達成の指標(17項目)については、併せて「不適合是正計画書」を提出する。</p> <p>○ エネルギー使用量</p> <p>全市有施設(庁舎、学校、指定管理者制度導入施設など)、全庁用車のエネルギー使用量について、担当課から事務局(環境保全温暖化対策課)に報告する。</p>                                                                                                           |
| 指標・目標値の決定<br>(令和6年7月8日)                    | 第三次長野市環境基本計画に掲げた指標・目標値(34項目)の令和6年度目標値を環境調和都市推進委員会において決定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| マネジメントレビュー<br>(令和6年7月22日)                  | <p>環境マネジメント責任者(環境部長)からの令和5年度指標・目標値の達成状況報告等の報告に基づき、環境マネジメント総括者(市長)から、今後の方向性等について示される。</p> <p>○ マネジメントレビュー(市長による見直し指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次長野市環境基本計画について、未達成となった指標・目標を中心に計画目標を達成させるよう効果的な取組の工夫、改善を図ること。</li> <li>・市有施設等におけるエネルギー使用量を可能な限り抑制するため、庁内での取組を強化し、省エネ行動の徹底や効率的な事務事業の推進を図ること。</li> <li>・引き続き、各所属において、関係法令等の確認を行うとともに、遵守すること。</li> </ul> |
| 環境法令一覧の作成<br>(令和6年5月)                      | 環境に負荷をかける又はかけるおそれのある事務事業活動の実施に当たり順守すべき環境法令等について、その内容や基準等を明らかにした「環境法令一覧表」を担当課において確認し、内容に変更があった場合は更新する。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 環境研修<br>(令和6年2月6日)                         | <p>地球温暖化等、環境問題の現況や対応策を学ぶ研修を通して、環境問題への意識を啓発し理解を深めるとともに、第三次長野市環境基本計画の推進を目指すため研修会を開催した。</p> <p>出席者 94名</p> <p>講師：信州大学 人文科学系 准教授 茅野 恒秀 氏</p> <p>テーマ：「脱炭素まちづくりをはじめよう」</p>                                                                                                                                                                                                     |